

令和 8 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月
東京国際工科専門職大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	13
基準 3. 学生	22
基準 4. 教育課程	37
基準 5. 教員・職員	50
基準 6. 経営・管理と財務	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	73
基準 A. 国際連携事業	73
V. 特記事項	77
VI. 法令等の遵守状況一覧	78
VII. エビデンス集一覧	94
エビデンス集（データ編）一覧	94
エビデンス集（資料編）一覧	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

東京国際工科専門職大学（以下、本学）は、工科分野における高度で実践的な職業教育を通じて、社会の発展と調和に寄与する専門職人材を養成することを基本理念とし、令和2（2020）年に設立された専門職大学である。

本学は、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”を教育理念として掲げている。これは、情報工学およびデジタルエンタテインメント分野におけるソフトウェア技術を基盤とし、社会の中で技術を活用しながら課題を発見し、デザイン思考に基づいて創造的な解決策を構想・実装できる専門職人材の育成を目指すものである。

本学が養成する専門職人材は、理論に裏付けられた高度な実践力を備え、社会の変化や技術の進展に対応しながら、新たな価値の創造に挑戦できる存在であると同時に、社会的責任を自覚した高い倫理観と職業観を有することを重視している。これは、専門技術の修得にとどまらず、現実社会を直視し、その中で専門知識や技能を適切に活用できる人材像を明確にしたものである。

このような理念のもと、本学は、技術の高度化そのものを目的化するのではなく、技術が社会や人間に与える影響を踏まえ、社会の課題解決や持続的発展に資する形で専門性を発揮できる人材の養成を建学の精神として位置付けている。

2. 使命・目的

本学の使命および目的は、学則第1条において、「工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成する」こととして明確に定めている。

本学は、情報工学分野およびデジタルエンタテインメント分野を教育研究の中核に据え、産業界や地域社会との連携・共創を通じた実践的職業教育を行うことにより、高度な専門性、創造力及び実践力を備え、グローバルな環境において活躍できる専門職人材の育成を使命としている。

また、本学が目指すイノベーションは、個別の技術革新にとどまるものではなく、社会の活性化、さらには持続可能な人類社会の実現に資するものである。このため、本学は、専門職大学としての制度的特性を生かし、実学的知見と学術的知見を融合させた教育研究活動を継続的に展開している。

3. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色等は、専門職大学としての制度に基づき、理論と実践を往還する教育課程を体系的に構築し、実社会に直結した実践力の育成を重視している点にある。基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目を有機的に配置し、段階的に専門性を高めながら、4年間の学修成果を総合的に統合する教育を行っている。

特に、産業界や地域社会と連携した臨地実務実習や実習科目を教育課程の中核に位置付け、学生が実際の職業現場に近い環境で課題解決に取り組む機会を重視していることは、本学の大きな特色である。これにより、学生は知識や技能の修得にとどまらず、それらを社会の中で活用・統合する能力を養っている。

さらに、本学は首都東京という立地を生かし、多様な文化や価値観に触れる教育環境を整備するとともに、国際的な視点を踏まえた教育を行っている。これらの取組を通じて、高い職業倫理と社会的責任を備え、社会から信頼される“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の育成を図り、専門職大学としての役割と責務を果たしている。

Ⅱ. 沿革

本学の設置者である学校法人日本教育財団(以下、本法人)は、昭和 41 (1966) 年に名古屋で開校した名古屋モード学園を起源とし、専門的職業教育を通じて実社会で即戦力として活躍できる人材の育成を一貫して行ってきた教育機関である。その後、大阪、東京へと拠点を拡大するとともに、ファッション分野に加え、情報、デザイン、医療等の分野へと教育領域を広げ、各産業界の要請に応じた実践的教育を展開してきた。

昭和 59 (1984) 年には、情報処理・コンピュータ分野に特化した教育機関として「コンピュータ総合学園 HAL」を開校し、大阪、名古屋、東京にキャンパスを展開した。HAL では、産業界との連携やインターンシップを取り入れた実践的な教育、職業実践専門課程の設置などを通じて、情報技術・デジタルコンテンツ分野における高度な専門性と実務能力を備えた人材を長年にわたり輩出してきた。

また、本法人は、早くから国際的な教育環境の構築にも取り組んできた。平成元 (1989) 年にはフランス・パリに拠点を設置し、海外との教育交流や国際的視野を重視した教育を進めるとともに、パリに設置した教育機関との連携を通じて、専門分野における国際感覚を備えた人材育成を行ってきた。さらに、海外研修や国際コンペティション等の取組を継続的に実施し、国内外の教育・産業動向を踏まえた教育基盤を形成してきた。

こうした専門学校教育における実績と、国際性を重視してきた教育の蓄積を基盤として、より高度で体系的な実践的職業教育を担う高等教育機関として専門職大学の設置を構想し、令和元 (2019) 年に国際ファッション専門職大学を、令和 2 (2020) 年に本学、令和 3 (2021 年) に大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学を開学している。

本学は、HAL を中心に培われてきた情報工学、AI、IoT、ロボット、ゲーム、CG 等の教育実績を基盤としつつ、専門職大学としての学術的体系性と実践性を備えた大学として設立された。本学は、工科分野における理論と実践を往還する教育を通じて、国際的な視野を持ち、実社会において価値を創出できる専門職人材の育成を目的としている。

以上のとおり、本学の沿革は、半世紀以上にわたる実践的職業教育の蓄積と、国際性を重視した法人の教育的取組を背景として形成されており、専門職大学制度の理念を具体化する形で発展してきたものである。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

1-1-①-A 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

本学は、令和 2（2020）年の大学設置に際し、AI、IoT、ロボット、ゲーム、CG 等の技術進展により、産業構造や社会のあり方が大きく変化することを想定し、こうした変化に主体的に対応しながら新たな価値を創出できる専門職人材の育成を使命として掲げてきた。特に、工科分野における高度な専門性と、理論に裏付けられた実践力を備え、社会と産業の現場で中核的な役割を担う人材の育成を教育研究上の目的として明確に設定している。

こうした本学の使命・目的及び教育研究上の目的については、設立の理念や使命に即して、学則第 1 条及び「設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学」（1.1 設置の趣旨と必要性）に適切に設定されている。こうした内容をホームページに掲載し、学生、教職員、役員、学外関係者に広く周知している。

また、本学における使命・目的は、教育課程の編成方針、授業科目の配置、臨地実務実習の位置付け等、教育の具体的内容にも一貫して反映されている。入学時のガイダンスや学修指導、シラバス等を通じて、学生自身が本学の教育目的を理解し、自らの学修目標と結び付けて捉えられるよう配慮している点も、本学の特徴である。

さらに、本学は、令和 6（2024）年度分野別認証評価の実施に際し、学校教育法第 109 条第 3 項に定める代替措置として、第三者（外部者）で構成する「自己点検評価第三者検証委員会」が実施した自己点検評価を受審した。その結果もホームページを通じて広く周知している。

以上のとおり、本学では、設置時に定めた使命・目的および教育研究上の目的について、規程類への明示、Web 等による情報公開、教育活動を通じた共有という複数の手段を通じて、学内外に適切に周知している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-03】東京国際工科専門職大学 学則

【1-1-a】東京国際工科専門職大学ホームページ(東京国際工科専門職大学について)

【1-1-b】日本教育財団 沿革

【1-1-c】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

【1-1-d】東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書

1-1-②中期的な計画への反映

1-1-②-A 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本学の目的は、設立の理念や使命に即して、主に、学則第1条および「設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学」(1.1 設置の趣旨と必要性)に示されている。

本学が属する学校法人日本教育財団では、理事会にて4年ごとに中期計画を策定している。本学の使命・目的及び教育研究上の目的も、理事会が定める中期計画に明確に反映されており、計画的かつ実効的な教育研究活動の実施が進められている。

直近で策定された「学校法人日本教育財団中期計画 2023-2026」に記載されている本学の該当部分を、以下のとおり、すべて引用して示す。

使命・目的

テクノロジーを駆使して社会課題を解決するため、プロダクトやサービスにとどまらず組織やビジネスモデルなどの仕組みをも新しく設計(デザイン)できるデジタル人材の育成を目的とする。

[代表的 Action Plan]

- ・デザイン思考の涵養を基軸とした学問(アカデミック)と実践(プラクティカル)の能力を融合させる新たな教育を推進。
- ・世の中が急速に進展する社会で、真の実践教育を邁進するため産業界との関係強化を図っていく。

学生受け入れ・学修環境

国際的な社会的期待の充足に専門職として応えたいという強い意志と目標を持った人を積極的に受け入れ。情報技術と対象領域技術の知識の統合によるソリューション開発に対応可能な学修環境を整備。

[代表的 Action Plan]

- ・アドミッションポリシーに即した入学者を確保するため、SNSなども活用し積極的なPR活動を行っていく。
- ・LMSやコミュニケーションツールなどデジタルを介した学生・教職員間の連携強化を図るシステムを導入し、ハイブリッド型教育の拡充を試みる。
- ・理論と実務の架橋となる教育・研究が推進できる環境を産業界と連携したうえで整備していく。
- ・グループ校間で人材交流を強化し、教育環境、教育資源の相互利用を検討していく。

教育課程

専門知識と専門技能、国際コミュニケーション力、価値創造力、職業的倫理観等を修得させる職業に密接した学際的な教育内容を構成。

[代表的 Action Plan]

- ・育成する人材像を再定義し、カリキュラムポリシー、カリキュラムマップ、カリキュラムそのものを全面的に見直す。
- ・実習科目、特に臨地実務実習の配当年次、実習指導方法を見直し、教育効果を高めていく。
- ・グループ校や他大学との単位互換制度を取り入れ、良質な教育資源を有効活用し、教育内容の充実化を図っていく。
- ・教育課程連携協議会を設置し円滑かつ効果的な産業界及び地域社会との連携を図り、教育課程の編成に反映させる。
- ・自治体や企業の課題を解決するプロトタイプのデザインを通じて、地域創生力や国際力といった価値創造を牽引する能力を身に付けることを目的とした「地域共創デザイン実習」を全学生対象に実施。

教員・職員

学長のリーダーシップのもと教学マネジメントの機能性を確立。

[代表的 Action Plan]

- ・教員の教育指導方法の改善を図るための FD 活動を通じて、教育水準を高めていく。
- ・産業界の意見を積極的に取り入れていくため、高度な実務の能力を持ち長年に渡り業界を牽引してきた実務家教員を配置する。

内部質保証

教育研究水準の向上を図り本学の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い不断の改善を推進。

[代表的 Action Plan]

- ・学長の下に設置された自己点検・評価委員会で定期的、継続的に自己点検・評価を実施。
- ・学長が議長を務める大学評議会からの方針・指示のもと、教育課程の不断の見直しを推進。
- ・専門職大学の特色を活かした産官学連携や異分野の専門性を持つ教員同士の共同研究を推進。
- ・分野別認証評価、機関別認証評価に向けた準備を行っていく。

以上のように、本学の使命・目的および教育研究上の目的は、中期的な計画に明確に反映されており、社会的課題に応える専門職人材の育成を中核に据えた教育研究体制が体系的に構築されている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-08】2025 年度（令和 7 年度） 事業報告書

【資料 F-09】学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

1-1-③三つのポリシーへの反映

1-1-③-A 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を、以下に示す 3 つのポリシーに反映している。具体的には、1 学部 2 学科という体制で、テクノロジーを駆使して社会課題を解決するため、プロダクトやサービスにとどまらず組織やビジネスモデルなどの仕組みをも新しく設計（デザイン）できるデジタル人材の養成をめざして、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、またその方針と一貫性がある明確な、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。さらに、これらの方針と密接に関係する入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

3 つのポリシー（学部）：

■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【知識・理解】

1. 発見した問題・課題を正しく分析する基本理論を理解し、本質（ゴール）を精査するためにモデルを構築できる。
2. 問題・課題解決のために知識を総合し、価値創造の方法論について理解している。
3. ビジネスの仕組みと関連する知識を理解している。
4. 情報技術を応用する領域を主導する専門職人材として、対象領域を俯瞰する能力を有する。

【能力】

5. 情報技術を応用する領域を主導する専門職人材として、問題を発見・設定する力を有している。
6. 感性と教養にもとづく創造力および表現力を有している。
7. プロトタイプを実際に開発する能力を有している。
8. 科学的判断力を持って最適解を決定することができる。
9. 異分野・他文化とのコミュニケーション能力を有している。
10. 協調性をもって、主体的に行動することができる。加えて、リーダーシップを発揮することができる。

【志向・態度】

11. 倫理観をもって社会に解決案を提供することができる。

12. 環境や社会への配慮し、最適解を選択する能力を有している。
13. 向上心を持ってトライアル・アンド・エラーを厭わず最後までやり遂げる。
14. 原理原則で物事を捉えるだけでなく、三現主義（現場、現実、現物）で行動できる。

■教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）＞

＜教育課程の区分＞

【基礎科目】

- ・広義のデザインにおける感性的思考を支援する知識・理解の科目を置く。
- ・“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の根幹に当たる倫理観を確立する科目を置く。
- ・グローバルに活躍するために必要なコミュニケーションの汎用的技能を育成する科目を置く。

【職業専門科目】

- ・設定された問題を解決するための理論科目と、正確な判断力を養成する科目を置く。これらの科目は職業専門科目の講義科目として配する。
- ・問題・課題解決のために知識を総合し、価値創造の方法論を学ぶ科目を配する。

【職業専門科目と展開科目における実習科目】

- ・プロトタイプ開発を主軸とする実習科目を配置する。
- ・俯瞰力と問題発見力を涵養する実習科目を配置する。
- ・多くの実習科目を通し、新しいモノ・コトでも躊躇せず、変化を好んで対応し、対話を通じて他者と協力し、机上のデータだけではなく、自分の目で見て耳で聞く行動指針を養成する。

【展開科目】

- ・ビジネスの仕組みと関連する知識を養成する科目を配置する。
- ・環境や社会への配慮し、持続可能な解を生み出すための知識を学ぶ。
- ・実習による実践だけではなく、協調性をもって、チームメンバーとして主体的に行動する、または、リーダーとして、指導力を発揮する原理を学ぶ科目を配する。

【総合科目】

- ・キャップストーン科目として「卒業研究制作」を実施する。この科目は、英語での発表を義務付けている。

＜教育内容・方法＞

（教育方法）

本学では「担任制度」を設け、学生 10 名程度に 1 名以上の担当教員を配し、学修計画・履修登録のみならず、より良い教育及び学修を円滑に運営するための人間環境を整え「個に対する教育」を行う。

（学修方法）

科目が初歩的なものから専門的なものへと進行する配置の中で、初歩的過程で学んだ科目内容が、どのようにして専門的な科目の基礎をなすか、また専門的科目の内容がどのようにして社会にどのように役立つかを実習科目や総合科目を通じて学ぶ。この実感

が、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の基礎となる。したがって、科目配列は特に1年次では最初に動機付け及びトピックへのエクスポージャを目的とした科目によって原理や理論を深く学ぶのではなく、何に使われているかを中心に理解する。その後に原理や理論を学ぶ科目を配置している。これは自分が持っている社会に役立ちたいという動機が、学問によって裏付けられることを経験し、実感的動機を科目学修動機に変換させることでもある。それに基づいて、専門的な科目は動機を満たすものとして自発的に学習することが可能となる。これを実現するために、実務経験のある教員から何を学ぶかを知り、また実習、演習、臨地実務実習なども、漫然と課題に向かうのではなく、自発的に学習するものとして位置づけることができるものとなる。

＜学修成果の評価＞

【通常授業】

単位認定は所定の授業回数の8割以上の出席・課題提出を前提とし、その上で、各授業に応じて評価することとする。詳細の評価については、各種シラバスで明示する。

【臨地実務実習】

臨地実務実習科目においては、受け入れ先の企業との連携の重要性から、必ずループブック評価表を用い、公平で客観的かつ厳格な成績評価を行うこととする。詳細の評価については、各種シラバスで明示する。

■入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【知識・技能】

高校卒業程度の学習を終えている人 本学で学ぶに必要な日本語力を有している人

【思考力・判断力・表現力】

どのような専門職になりたいかという意志を持っている人 自分の考えを伝えるためのコミュニケーション力を有している人

【主体性・協働性】

社会にどのような貢献をしたいかという動機を持っている人

【意欲】

制作意欲を含み、学修動機が明確な人

さらに、各学科の特徴と育成する人材像に応じた3ポリシーを設定してホームページにて広く公開している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-03】東京国際工科専門職大学 学則

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【資料 F-14】東京国際工科専門職大学の3ポリシー

【1-1-c】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

1-1-④-A 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織として、工科学部（1 学部）、情報工学科、デジタルエンタテインメント学科（2 学科）を設置している。この教育研究実施組織は、専門職大学設置基準等に即して構成されており、本学の担う使命を遂行するうえで適切な構成となっている。各学科の特色は以下のとおりである。

①情報工学科の特色

情報工学科の主たる教育研究対象は、情報工学分野を中心とする工学領域にある。AI、IoT、ロボット、データ活用等、現代社会の基盤技術となっている情報技術分野について、基礎理論から応用・実装に至るまで体系的に学修できる教育課程を編成している。これにより、単なる技術修得にとどまらず、社会課題や産業ニーズを踏まえた技術活用ができる専門職人材の育成を目指している。

本学科では、講義科目による理論教育と、演習・実習科目による実践教育を有機的に組み合わせるとともに、臨地実務実習を通じて、実社会における専門業務を体験的に学ぶ機会を確保している。また、実務経験を有する教員を中心に配置することで、最新の技術動向や産業界の課題を教育内容に反映させ、専門職大学として求められる実践的かつ応用的な能力の育成を図っている。

このように情報工学科は、本学の使命・目的である、理論と実践を兼ね備え、社会の変化に対応できる工科系専門職人材の育成に直接対応する教育研究組織として位置付けられている。

②デジタルエンタテインメント学科の特色

デジタルエンタテインメント学科の主たる教育研究対象は、デジタル技術と表現・創造を横断する工学領域にある。ゲーム、CG、アニメーション等のデジタルエンタテインメント分野を中心に、企画、設計、制作、発信に至る一連のプロセスを理論と実践の両面から学修する教育課程を構成している。

本学科では、デジタル技術に裏付けられた表現力や創造力を基礎に、ユーザー体験や社会的価値を意識したコンテンツ創出ができる専門職人材の育成を目指している。そのため、制作系の実習・演習科目を体系的に配置するとともに、プロジェクト型学修や臨地実務実習を通じて、実際の制作現場や産業構造を理解する教育を行っている。

また、産業界との連携や実務家教員の参画により、デジタルエンタテインメント分野の国際的動向や技術革新を教育内容に反映し、専門性と実践性を兼ね備えた人材育成を行っている点も本学科の特色である。これにより、本学の掲げる、新たな価値を創造し、社会に貢献できる専門職人材の育成という使命・目的の達成に寄与している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【1-1-c】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

1-1-⑤変化への対応

1-1-⑤-A 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

本学は、社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っている。学長のリーダーシップのもと、大学評議会及び自己点検・評価委員会が主たる役割を担う。

その他、教務委員会などの各委員会およびセンターが議論する関連テーマのうち、全学的に審議すべき必要議題については、教授会、大学評議会という会議体にて審議される。大学評議会での審議を経て、決定した事項については、教授会で報告され学内で周知される。加えて、教育課程連携協議会により、学外関係者の意見・要望を把握し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っている。

これまで、基準 1-1-④「教育研究組織の構成と整合性」で述べた組織の改編は行われていない。ただし、令和 9(2027)年 4 月より、同一法人内の大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学と 1 大学 3 キャンパスの「国際工科専門職大学」へ統合を予定しており、これに伴う手続きおよび各種調整を進めている。この統合の目的は、特色のある教育内容の一層の充実を目指すことにあり、国際競争力の強化、地域間の連携による実習科目等の充実、教員組織及び事務組織の機能強化を行っている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-06】 大学組織図

【資料 F-10】 学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧

【1-1-e】 教育課程連携協議会での意見と対応状況

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、法令に則り適切に使命・目的及び教育研究上の目的を定め、広く一般にその内容を公開している。こうした目的を本法人の中期計画に反映して、社会情勢の変化などに対応する姿勢を示している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の目的や 3 つのポリシーについて、令和 9(2027)年 4 月に予定している同一法人内の大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学との 1 大学 3 キャンパスの「国際工科専門職大学」への統合を踏まえ、より教職協働でその文言や要素を点検、検討する必要がある。また、これまでの教育課程連携協議会にて、英語や国際の重要性が指摘される中で、第 5 回教育課程連携協議会では、本学の英語教育及び海外実習等の在り方について継続的に「企業が求めている人材等を深掘り」し見直すべきだと指摘されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 9(2027)年 4 月に予定している同一法人内の大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学との 1 大学 3 キャンパスの「国際工科専門職大学」への統合を踏まえ、本学の目的や 3 つのポリシーについて点検、検討を学長のリーダーシップのもとに大学評議会を中心に行っていく。統合に先立ち、令和 8(2026)年 4 月より、大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学の学長に本学の村上憲郎学長が就任している。統合後の本学の目的や 3 つのポリシーについて、東京、大阪、名古屋の学生及び教職員と交流や議論を進め、理解を求めていく。

教育課程連携協議会において指摘された、企業の求める人材を踏まえた本学の英語教育、国際実習等の在り方に関する継続的見直しについて、令和 6(2024)年にはシンガポール、ドイツ、スイスの教育機関とともに、企業インターンシップの推進に関する国際アライアンス（Alliance of Workplace Learning Expert Organisations）を設立し対応している。海外の教育機関とも連携しながら、国際的な企業インターンシップを推進していく中で、企業が求めている人材等を深堀し、本学の英語教育及び海外実習等の在り方を見直していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2-2-①-A 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

本学は、学則第 1 条（目的）において、「工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成する。これらのイノベーションは、日本社会の活性化と延いては持続可能な人類社会の実現に資することを目的とする」と明示している。また同第 2 条第 1 項において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う」と定めており、その教育・研究活動の水準の維持・向上のため、以下について自らの責任において質の向上を図るよう、恒常的に改善に取り組んでいる。

1. 内部質保証に関わる体制を整備し、PDCA サイクルを有効に機能させる。
2. 定期的に自己点検・評価等を実施し、結果を公表する。
3. 認証評価機関等による大学評価を受審し、その結果に対して適切に対応する。
4. ホームページ等を通じて教育・研究活動および大学に関する情報を発信する。

2-2-①-B 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

2-2-①-C 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

自己点検・評価を通じて内部質保証を行うための実施体制として、学長が議長を務める大学評議会の統括のもと、各部局において改革・改善・向上に取り組んでいる。内部質保証のための責任体制を次に記す通り、規程に明記している。学則第 2 条第 2 項及び自己点検・評価規程第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会を設置しており、自己点検・評価委員会の委員長は、自己点検・評価規程第 3 条に基づき、学長が委員長を務める。その他の委員としては、学部長、統轄責任者（組織及び業務分掌規程の定めに従い学校法人が置く大学全般を掌理する者）、担当理事、専任教員、加えてその他に学長が必要と認める者で構成している。

本学の自己点検・評価の流れとしては、各部局が以前の自己点検・評価の結果を踏まえて今後の計画を策定し（Plan）、各教職員は、部局が策定した計画を遂行するとともに、全学的な方針を念頭に、授業や各自業務遂行において改善に取り組む（Do）。その取り組みに対して、自己点検・評価委員会が、報告を受ける体制をとっている（Check）。自己点検・評価委員会による検討内容は、大学各部局や大学本部が行う各データ提供及び分析を基に支援されており、それを踏まえて作成された自己点検結果は自己点検・評価委員会から大学評議会へと報告される。大学評議会は、自己点検・評価委員会からの

報告等に基づいて本学の諸活動を定期的に検証し、各レベルでの改革・改善・向上を促し、必要な指示や指導を行う（Action）。また、大学評議会の議長である学長から理事会に本学の諸活動を定期的に報告し、理事会・理事長よりそれに対する改善指示が学長に対してなされる。これら一連のプロセスを通じて得られた成果は、自己点検・評価規程第5条第3項に基づき、個人・組織を問わず活用され、教育研究活動の質的向上に資することを目的としている。

このように本学では、教育目的を実現するために、全学を挙げて PDCA サイクルに基づく内部質保証体制を確立し、継続的な自己点検・評価を通じて教育研究の質の向上に努めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-03】東京国際工科専門職大学 学則

【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧

【2-1-01】内部質保証の方針

【2-1-02】内部質保証のための組織図

【2-1-03】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-①-A 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

2-2-①-B エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

2-2-①-C 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

本学における自己点検・評価活動は、教育の質の保証と継続的な改善を目的として、設置当初より定期的かつ計画的に実施されており、その実施は「内部質保証」の要として位置づけられている。こうした自己点検・評価は、外部からの要請に基づくものだけでなく、本学自身が自律的・主体的に取り組むものであり、大学の使命達成と社会的責任を果たすうえで不可欠な活動として展開している。

令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までは、専門職大学としての設置直後の段階にあり、「設置計画履行状況等調査報告書」を作成し、文部科学省へ提出してきた。この報告書は、設置計画に記された各項目及び認可時についた附帯事項が実施状況と照らして適切に履行されているかを点検・評価するものであり、内部的な検証と外部

的な確認の両面を兼ね備えた実践であった。点検に際しては、学校基本調査や内部調査データなどのエビデンスを用いて評価を行っている。これにより、データに裏づけられた質的判断が可能となり、信頼性の高い自己評価が実現されてきた。

令和 6（2024）年度には、学校教育法第 109 条第 3 項但し書に基づき、分野別認証評価の代替措置として第三者による検証委員会を設置し、自己点検評価書の作成とともに、外部有識者による第三者評価を実施した。この取り組みでは、学内の担当教職員が収集・整理した多様な資料や文部科学省による調査の結果を用いて、客観的根拠に基づいた検証がなされ、その過程および成果を「東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書」としてとりまとめ、大学ホームページにて公開し、文部科学省にも提出している。

これらの自己点検・評価の結果については、大学評議会、教授会などにおいて報告・検討を行い、必要な対応策を決定するとともに、その内容を学内外に公開している。なお、令和 7（2025）年度については、前年度に実施された第三者評価の指摘事項への対応を優先し、その内容に関する改善活動を継続して実施しており、内部質保証の一環としての取り組みがなされた。また、同年度は機関別認証評価機関の選定・申込・準備等も行っていた。このように、本学では原則として毎年度、自己点検・評価を実施する方針を掲げており、外部評価を受けた年度の翌年度については、評価結果に基づく改善の優先を図る観点から、年間スケジュールや評価項目の柔軟な調整を行っている。このことは本学の自己点検・評価活動が、自主的・自律的な質保証の取り組みとして、大学の理念と方針に即した内部改善を継続的に支える重要な仕組みとして機能していることを示している。

エビデンス集（資料編）

- 【2-2-01】東京国際工科専門職大学 自己点検・評価規程
- 【2-2-02】2024 年度 専門職大学分野別認証 自己評価書
- 【2-2-03】2025 年度 自己点検・評価委員会議事録
- 【2-2-04】2024 年度 第 12 回・14 回教授会議事録
- 【2-2-a】東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2-2-②-A 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

本学では、大学運営、教育の質の保証および学生支援の充実を目的として、定量的なデータの収集、及び学生を対象とした各種調査を計画的に実施している。これらの調査は、学生募集、入試状況、学修状況や進路意識、就職活動の実態、卒業後の進路など、学生生活全般にわたる幅広い内容を対象としており、大学運営の方針決定や支援施策の改善に向けた基礎資料として重要な位置づけを有している。調査は原則としてオンラインで実施され、学生の利便性に配慮しつつ、回答率の向上と信頼性のあるデータ収集に努めている。

主な調査には、学生募集に関する結果集計、学修に対する満足度や意識、授業評価

を含む教育環境への意見を把握する在校生アンケート「Voice of Students (VOS)」(以下、VOS)、学費納入状況を把握する進級調査集計、キャリア支援施策の状況把握のための内定者数集計や就職アンケート(就職満足度調査)などがあり、いずれも継続的に実施されている。これらの調査は、大学運営や教育・学生支援体制の改善、実務に直結する支援施策の充実に反映させている。

本法人は、大阪、名古屋の2拠点に、同分野の専門職大学(大阪国際工科専門職大学・名古屋国際工科専門職大学)があり、東京、大阪、名古屋の3拠点に、同分野の専修学校(HAL)があり、また東京、大阪、名古屋の3拠点に別分野の専門職大学(国際ファッション専門職大学)などもあるため、定量的な各種IR(Institutional Research)分析データは、経年変化だけでなく地区や分野を踏まえた比較分析が可能である。したがって、これらを比較することで、社会的なトレンドによる影響か、本学個別の問題による影響なのかを切り分ける材料として活用している。このように学校横断的な分析を行うため、法人本部(企画本部、大学本部、学務室、システム室)らが中心となってIR分析を企画・実施し、集計結果を各大学にフィードバックしている。本学では、大学本部から集計結果のフィードバックを受け、その結果を分析し対応策を検討のうえ、大学評議会等の意思決定機関へ報告し、改善につなげている。

学生募集に関する集計としては、広報媒体別の資料請求数、オープンキャンパス申込・参加数、出願者数、受験者数、合格者数、辞退者数といった定量データを月2回集計し、時系列かつ過年度との比較、法人内の他校比較等を行い、分析を行っている。過年度に比べて数値が落ち込んでいるといった場合に追加施策の検討などを行っている。年度末には広報媒体別の資料請求者数に対し出願に至った志願者数の比率から広報施策の投下効率を算出し、継続可否を判断している。

授業評価を含む教育環境への意見を把握する在校生アンケートであるVOSは、7月と12月の年2回実施している。VOSの運用体制としては、オンラインで調査を行い、集計はシステム室が担っている。集計結果をもとに全学的に分析を行う。VOSでは科目毎、教員毎に5段階評価の定量的データが収集され、教員評価のひとつとしても扱われている。科目ごとに自由記述を求める設問「フリーアンサー」もあり、定量データとともに学生からの率直な意見として授業の改善活動に活用している。その他、「前向きな自由意見」記入欄があり、大学全体としての課題や提案を吸い上げる形を取っている。

学費納入状況を把握する進級調査集計は、11月、2月、3月、4月のタイミングで行われる。この調査は、休退学の状況や次年度への進級意思確認などと合わせて行い、次年度収入の見込に活用される。学納金納付期限以降は学納金納入状況も把握できるようになっており、奨学金や教育ローンの紹介といった未納者へのフォローにも活用される。

キャリアサポート施策の状況把握のための内定者数集計については、月2回の内定獲得者数を集計し、過年度と比較して内定の進捗状況を把握するとともに、就職活動が出遅れている学生を速やかに察知し支援している。就職活動がひと段落する2月に就職アンケート(就職満足度調査)を行い、就職先の職種・業種の満足度や、担任およびキャリア・サポートセンターのサポート体制に対する評価やコメントを収集し分

析している。

このように、本学では学生の現状を的確に把握するための調査態勢と、得られたデータを学内の検討や意思決定に活かすための枠組みを整えており、調査結果をもとに改善の方向性を検討する取り組みを継続している。今後も、調査項目や方法の見直し、分析体制の充実を図りながら、学生の意見を踏まえた改善の実施に努めていく。

エビデンス集（資料編）

【2-2-05】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【2-2-b】2025 年度 VOS 結果

【2-2-c】2025 年度 就職アンケート集計表

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-①-A アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

2-3-①-B 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

本学では、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望を適切に汲み上げるシステムを整備している。具体的には、前述のとおり、前期および後期に VOS を実施し、科目毎に学生の意見を数値化して総合的に評価する手法を導入している。さらに、各科目の担当教員や担任に対するフリーアンサーを収集するとともに、各科目に関するもの以外も含む自由な意見を集約する仕組みを確立している。

- ・VOS：授業に対する学生の満足度や意見を把握し、教育内容や方法の改善に活かすため、全学的に前期・後期の年 2 回、授業評価アンケートを実施している。得られた結果は教務委員会を中心に分析し、教授会や FD 研修会で共有し、さらに改善に向けた取り組みについて FD 研修を通して行っている。
- ・就職アンケート：学生の就職活動に対する支援の効果を検証するためのアンケートを実施し、キャリア支援の内容や体制の改善に活用している。

VOS 結果は以下のように振り返り・活用されている。教員個人は、学期毎に自身の授業に対する評価結果を基に、次期の授業方法の改善を図る。大学としては、分析結果を大学評議会にて報告し、大学全体としての傾向把握の共有に活用している。また、満足度や達成度も分析することで、改善すべき課題の共有に役立てている。法人は、傘下の専門職大学と専門学校すべての学生満足度状況を把握するための意見として用いている。また、教員の人事評価にも関わる重要な指標として位置づけている。

また、本学では担任制を採用しており、すべての学生に担任がつく。学生は担任と随時、個別面談を行い、履修や学生生活に関するさまざまな相談ができる。加えて、副担任制度も導入しており、担任である教員と副担任である職員とが密に連携を取りながら、学修指導から進路相談まで、きめ細やかに学生をサポートする。留学生については、彼らの母語を話せる教職員が面談に加わることもある。相談の内容に応じて、担任、学科長、統轄責任者が連携して対応にあたる。就職に関することは、キャリア・サポートセンター担当者が学生との面談を重ね、個々の希望やニーズを丁寧にくみ取っている。加えて、オフィスアワーを設けているほか、学内情報ツールである Slack で学生が容易に希望やニーズを教職員に相談できる環境を整えている。こうした日々の細やかな関わりを通して、意見をくみ上げている。

なお、エビデンス資料に示すように、学生からの意見や要望は適切に学生生活に反映されている。例えば、要望の多かった Wi-Fi 環境については、本学が使用する 14 教室に対し、新たに機材を設置することで、大幅な改善を図った。

こうした計画のもととなる学生意見の収集と検討、実行、その評価（さらなる学生意見の収集等）、対策・改善は、年 2 回のスケジュール通りに行われており、継続的に遂行されている。

上記のとおり、本学は学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとともに、それを教職員にフィードバックすることで、教育研究や大学運営の質の向上に反映させている。

エビデンス集（資料編）

【2-3-01】学生の意見等を改善につなげるシステム図

【2-3-02】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【2-3-a】Wi-Fi 環境の充実について

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-②-A 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

本学では、学外関係者の意見や要望を適切に収集し、それを分析したうえで教育研究や大学運営の改善・向上に活用している。その一環として、教育課程連携協議会を年 1 回開催している。

教育課程連携協議会では、教育課程連携協議会規程に基づき、学長が指名する教職員をはじめ、「職業」「地域」「協力企業」の各関係者が参加し、現場のニーズや期待に関する意見や要望を討議している。教職員の参加者には、情報工学科を代表する教員、デジタルエンタテインメント学科を代表する教員、統轄責任者らが含まれる。なお、

「職業」とは、本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、「地域」とは地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者、「協力企業」とは臨地実務実習その他の授業科目の開設または授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者を指す。

教育課程連携協議会でなされた議論や事項は、教育課程連携協議会の構成員である教員を中心に学内での検討に活用される。加えて、教育課程連携協議会での議論を踏まえ大学評議会において必要事項を検討する。学長は出席者からの意見を受けて、大学評議会にて必要事項を検討し、対応を指示している。大学評議会での審議結果は、担当理事が理事会へ報告し、理事会で建議された内容に従い実際の教育課程の改訂につなげる。

教育課程連携協議会での討議を教育内容に反映させた例に、令和 3(2021)年度第 3 回協議会での意見のうちに、「情報数学」「プログラミング概論」に関するものがあり、これに対して、「情報数学」を補完し、「プログラミング概論」の前提科目として位置づくよう「Python プログラミング」の必須化を目指すこととしたものがある。これに対し、令和 6(2024)年度教務委員会にて議論され、情報工学科 1 年生に対して、履修を必須化している。

また、学外関係者の意見や要望を適切に収集し、それを分析したうえで教育研究や大学運営の改善・向上に活用する一環として、令和 6(2024) 年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証での指摘を受けて、臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期の見直しを進めている。臨地実務実習Ⅲは 4 年次配当科目であり、卒業研究制作や就職活動等と円滑に両立できるよう、令和 7(2025)年度は説明会を配当学年前年度に実施した。引き続き令和 8(2026)年度に内容や実施時期の見直しを行っていくこととしている。

以上のように、本学では学外関係者との継続的な対話を重視し、その意見を大学運営や教育内容の改善に反映する機会を設けている。学外の声を学内に還元し、教育内容の改善や学修環境の向上を図り、より質の高い教育の提供に努めている。

エビデンス集（資料編）

- 【2-3-03】学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図
- 【2-3-04】東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会規程
- 【2-3-06】「臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期」をめぐる議事録
- 【2-3-b】教育課程連携協議会での意見と対応状況

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

2-3-③-A 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

2-3-③-B 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組み

みが機能しているか。

2-3-③-C 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

本学は、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会を中心として、組織および責任体制を明確にしたうえで、大学全体の PDCA サイクルを推進している。例えば、前述のように、令和 6(2024) 年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて指摘された臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期の見直しについては、キャリア・サポートセンターで検討を重ね対策を進めている。臨地実務実習Ⅲは 4 年次配当科目であり、卒業研究制作や就職活動等と円滑に両立できるよう、令和 7(2025) 年度は説明会を配当学年前年度に実施した。引き続き令和 8(2026) 年度に内容や実施時期の見直しを行っていくこととしている。

3 つのポリシーを起点とした内部質保証の取り組みは、以下のとおりである。

アドミッション・ポリシーの検証においては、アドミッション・センターが中心となり、入試状況、入学者属性、出願動向等のデータを分析・集計している。これらの結果は大学評議会や教授会で教職員と共有され、入学者の変化を踏まえた学生募集戦略や入学者受け入れ体制、学修支援体制の見直し・改善に活用されている。

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、教務委員会が学生支援委員会から共有される学期中の出席状況等に加え単位修得率、授業評価（VOS）等のデータを活用し、学生の学修状況を定期的に確認している。得られた結果は学生・教員双方にフィードバックされ、教育内容や学修指導の改善に資する仕組みが構築されている。授業科目別・学年別等の 5 段階評価の結果をもとに教員は自身の授業科目の課題を把握し、FD 委員会や研修会での共有・議論をする。このような活動を通じて授業の質の向上に努めている。

ディプロマ・ポリシーの検証においては、アドミッション・センターによるアドミッション・ポリシー、教務委員会によるカリキュラム・ポリシーの検証結果を踏まえ、また学校に対する満足度調査や学生の達成度調査、就職アンケートとその満足度などを踏まえて大学評議会が中心となり実施している。ディプロマ・ポリシーの達成状況を継続的に検証し、教育の質保証および改善に努めていく。

自己点検・評価書は随時ホームページに公開しており、学生だけでなく、学内外の関係者の理解と支持を得られるように取り組んでいる。

以上のように、本学は自主性・自律性を重視した点検・評価活動およびその結果に基づく改善活動を継続的に実施しており、学部・学科・大学全体の PDCA サイクルが内部質保証の仕組みとして確立し、着実に機能している。

エビデンス集（資料編）

【2-3-05】2025 年度 自己点検・評価委員会議事録

【2-3-06】「臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期」をめぐる議事録

【2-3-07】東京国際工科専門職大学ホームページ(教育情報の公開)

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生から吸い上げた意見・要望をもとに、学修環境の改善(例として Wi-Fi 環境の充実)を推進する仕組みが機能している。また学外関係者(教育課程連携協議会・自己点検評価第三者検証委員会)の指摘を受け、科目の必須化や臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期の見直しを進めており、適切に教育研究等の改善・向上に向け取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

IR 調査項目として、入試状況や在校生の状況、就職活動についての調査を推進しているが、卒業生や就職先企業に対する卒業生採用についての追調査が不足していることが課題である。また、令和 6(2024) 年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて、授業改善につながる授業アンケートの質問項目見直しについての課題が提示された。これは、すべての科目で実施される VOS が、それぞれの科目で全 10 項目と自由記述の質問項目からなるが、この項目を精緻化する必要があるという指摘であった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

就職して数年経過した卒業生に対する卒業生アンケートおよび本学卒業生を採用した企業に対する就職先企業アンケートを分野別認証評価の実施に合わせ 5 年に 1 度実施する方向で検討を進めていく。これにより、社会が本学に対して期待する人材像や教育成果に関するニーズを、よりの確に把握することが可能になると期待される。

令和 6(2024) 年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて指摘された VOS の質問項目の精緻化は、質問項目数の増加が回答率や回答の質の低下を招く可能性があるため慎重に検討している。前述の通り時系列かつ過年度の比較や法人内の他校との比較が可能であるため、それぞれの科目で全 10 項目と自由記述の質問項目については維持しつつ、授業改善につながる授業アンケートについてその他の手段での実施を継続して検討していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-①-A アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成することを目的としている。入学者選抜においては、本学の目的に共感し、専門職人材として社会の発展と調和に寄与していきたいと考える人を積極的に受け入れるべく、アドミッション・ポリシーを定めている。

アドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、入試要項に明示し広く周知している。さらにオープンキャンパス、高校訪問、進学相談会、個別相談などを通じて周知徹底している。学生募集エリアの拡大に向けた取り組みとして、無料送迎バスツアーとしてオープンキャンパスを実施する回を設けている。また、令和 8(2026)年現在、大学公式 X アカウントのフォロワー数は 1500 人ほどで、積極的な情報発信を行っている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【3-1-01】東京国際工科専門職大学ホームページ(教育情報の公開)

【3-1-02】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【3-1-a】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

【3-1-b】2026 年度入試要項

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-②-A アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った強い意欲と多様な背景や経験をもつ入学志願者を受け入れるために、以下に示す総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、編入学試験などを実施している。これらの入試区分と選考方法、募集人員、出願資格などについては、入試要項及び本学ホームページで明示しており、受験生が容易に理解できるよう配慮している。

・総合型選抜：本学のアドミッション・ポリシー及びカリキュラムを説明するガイダンスを実施したうえで、適性診断Ⅱおよび書類審査から基礎的学力を、また面接と書類審査から本学での学修意欲等を確認し、志願者の適性を多角的に評価して本学のアドミッション・ポリシーに沿った人物かを判定する。

・学校推薦型選抜：学校推薦型選抜には「指定校」と「公募制」がある。「指定校」は、本学が指定する高等学校からの推薦によって出願する。「指定校」については、全国の高等学校を対象に本学への入学実績などに基づき、毎年選定を行っている。「公募制」では、本学の推薦基準を満たし、高等学校長の推薦があれば、全国の高等学校から出願が可能である。これには既卒者も含まれる。推薦基準については、高校の教育方針、進学実績、就職実績、学外活動実績に加え、本学への入学者の実績などに基づき、高校毎に別途定めたうえで、高校に通知している。いずれの場合も、評定平均の基準を満たす者で、学校長の推薦書、調査書、志望理由書、面接試験の結果などを基に、高等学校での学習状況や取り組み、実績、受験者の個性や意欲を把握し、アドミSSION・ポリシーに沿った人物かを判定する。他の選抜方法と同様に、本学のポリシー及びカリキュラムを説明するガイダンスを実施したうえで、面接を行い、本学での学修意欲及びキャリア構想を確認している。

・一般選抜：適性診断Ⅰ・Ⅱおよび書類審査から基礎的学力を、また書類審査と集団面接・グループディスカッションを行い本学での学修意欲等を確認し、志願者の適性を多角的に評価して本学のアドミSSION・ポリシーに沿った人物かを判定する。

・編入学試験：本学の学部の専門知識をどの程度まで有しているかを確認する。また、これまでの学びの履修状況のほかに、TOEIC®、TOEFL®で一定のスコアを保有している人、ICT 業界において専門的な業務を担っていた社会人など、取得資格や実務経験によって単位認定を行う。既に大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・高等学校の専攻科などで学んだ人を対象とし、適性診断Ⅰ・Ⅱおよび書類審査、面接を通じて、多様な経験や学びを生かしながら学ぶ意欲を持ち、本学のアドミSSION・ポリシーに沿った人物を選抜する。

3-1-②-B 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

入試実施に係る体制および方法は以下のとおりである。

入学者受け入れは、アドミSSION・ポリシーに即して組織、内容、要項等を整え実施するべく、学則第 53 条に定めるアドミSSION・センターを設置している。アドミSSION・センターでは、「学生募集に関わる事項」「入学選抜に関わる事項」「入学に関する手続きに関する事項」「その他、関連する事項として必要と認められるもの」などを執り行う。

入学者選抜は、アドミSSION・ポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法で行われている。試験の実施においては、試験実施本部(学部長、アドミSSION・センター長、アドミSSION・センター担当教員)、試験監督責任者(アドミSSION・センター担当管理部職員)のもとで、試験監督者(教員・管理部職員)で構成される組織体制で行っている。また、適性診断Ⅰ・Ⅱについては、学長が専任教員のなかから任命した作問委員が、本学独自の問題を作成している。委嘱された担当者は、機密性の保持を図るとと

もに出題過誤が起きないように相互確認を行っている。

入学者選抜試験は、アドミッション・センターにて、作問方針に基づき作問担当者へ依頼、確認を行っている。毎年必要に応じてアドミッション・センターを中心に見直しを検討され、内容は教職員に向けて確認がなされている。すべての入試区分において実施される面接試験は、1人の受験者に対して2人の面接委員によって実施され、1人の評価に偏ることなく公平性を保つ工夫がなされている。適性診断Ⅰ・適性診断Ⅱの実施の際は2人の採点者が採点し、相互確認を行っている。

入試判定については、選抜試験実施後に実施される合否案確認会議において、複数の教員による評価と協議をもって合否案の作成を行う。公正さを担保するため、合否案は教授会及び大学評議会に報告され、学則第14条に定める通り、教授会の意見を聴いた上で、学長が合格者を決定している。

アドミッション・センターは受験者の募集や広報、オープンキャンパスや入試説明会の企画・運営、個別説明なども行っており、主にアドミッション・センター担当の2人の専任職員を中心に法人本部の広報部門等と連携しながら実施されている。受験生が大学の教育環境を理解し、進学的意思決定を円滑に進められるよう支援している。入学者選抜試験に基づき選考方法も含め、継続的な検証・改善を行い、入学試験の信頼性の向上に努めている。

3-1-②-C 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。

本学では、実務経験者や入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を実施するため、すべての受験生に対して書類審査と面接を行い、個性や能力、将来の目標などから「意欲、情熱と熱意」を評価し、多様な適性を見極めることに努めている。さらに、受験生自身が自己を的確に表現できるよう、自己PR資料の提出も可能である。自己PR資料には、保有資格や検定試験の合格、コンテスト受賞歴といった実績のみならず、社会貢献やボランティア活動、海外留学や滞在経験、就業経験や企業での業務実績、オリジナル作品やポートフォリオなども含まれる。

また、編入学試験では大学や短大、情報工学及びデジタルエンタテインメント分野の専門学校の卒業生のほか、様々な業界で専門的業務を担っていた実務経験者を対象にすることで、多様な経歴を持つ学生を積極的に受け入れている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-10】 学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧

【3-1-03】 東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【3-1-b】 2026 年度入試要項

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

3-1-③-A 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

工科学部の各学科の入学定員は以下のとおりである。

- ・ 情報工学科：120 人
- ・ デジタルエンタテインメント学科：80 人

本学における各学科の入学定員充足率については、募集定員の 0.7 倍以上 1.3 倍未満を適正な水準とし、これを維持することとする。なお、この水準は、公益財団法人日本高等教育評価機構が公開している「令和 7(2025)年度 大学機関別認証評価 判断例」のなかで指摘された数値を参考に設定したものである。

各学科の入学定員充足率の過去 5 年間平均は、情報工学科が 1.15 倍、デジタルエンタテインメント学科が 1.21 倍であり適切である。

また本学における工科学部の収容定員充足率については、0.8 倍以上 1.15 倍未満を適正な水準とし、これを維持することとする。なお、この水準は、高等教育の修学支援新制度における基準（「大学等における修学の支援に関する法律施行規則」第 3 条第 2 号ハ）及び大学設置審査等に係る基準（「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」第 1 条第 1 項第 3 号、同上第 2 項）で示されている数値を参考に設定したものである。

工科学部の収容定員充足率の過去 5 年間平均は、1.12 倍と適正水準の範囲内である。

エビデンス集（資料編）

【3-1-b】2026 年度入試要項

【3-1-d】入学定員・収容定員充足状況

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-①-A 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、教職協働による学生への学修支援を行っている。学生に対する履修指導、学修相談、授業選択や実習などの助言、入学から就職までのキャリアプランを一括して支援し、学生が学修に集中できるようなサポート体制を整備する方針が掲げられ、ホームページに示されている。具体的には、担任制、少人数クラスの授業運営、キャリア・サポートセンターを通じたインターンシップや臨地実務実習中の学生の支援、個別の就職活動の指導など各種制度が整備されている。これらの取り組みは学生に公表されており、ホームページではこうした事柄について学生のインタビューが掲載されている。

授業が原則 40 人以下で行われるのが専門職大学の特長のひとつであるが、本学では

さらに入学時から、授業科目とは別に担当教員がつく担任制を採用している。そして学修から進路指導まで、きめ細やかにサポートを行い、対話や議論がしやすい学びの環境を提供している。さらに、令和6(2024)年度より副担任制度を導入し、管理部職員が担当している。1～2年次は管理部の学生支援及び教務支援担当の職員、3～4年次はキャリア・サポートセンター担当の職員が担当し、それぞれの年次にあったサポートを教職協働で行っている。

また、キャリアアップや就職支援を行うキャリア・サポートセンター担当者によるマンツーマン指導も実施している。4年間の学びを夢の実現につなげるサポート体制を整えており、随時質問や相談ができる体制を整えている。

本学の特色である担任制をより効果的に運営するため、学生支援委員会では、各学年の出席不良者、長期欠席者等の報告をするとともに、学修支援や配慮を必要とする学生の状況を共有する。学科を超えて出席状況・学修状況・学修支援の方策を共有することで、より適切な学修支援が可能となっている。

エビデンス集（資料編）

【3-2-a】東京国際工科専門職大学ホームページ（就職・キャリアサポート）

【3-2-b】東京国際工科専門職大学ホームページ（担任制度について）

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

3-2-②-A 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

3-2-②-B オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

3-2-②-C 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

3-2-②-D 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

本学では、令和7(2025)年度から、専門職大学設置基準第32条第3項に定める指導補助者として本学の学部学生に授業科目を補助させること目的としたティーチングアシスタント制度を開始した。対象科目は、実習・演習科目のうち学生への手厚い指導体制によって教育効果が大きく高まるものを想定している。指導補助者には同科目を高評価で単位修得した上級学生もしくは当該科目に関する技術を有する学生を対象とし、科目担当教員、学科長及び学部長による面接をもって採用を決定する。指導補助者に対しては、補助に先立ち、科目担当教員による研修を行う。

本学では、オフィスアワーを全学的に実施しているほか、学内情報ツールであるSlackで学生が容易に教員に相談できる環境を整えている。したがって学生は授業に関する質問、学生生活及び就職相談をすべての専任教員、職員に円滑に行うことができる。

障がいのある学生への合理的な配慮の提供については、教務委員会及び学生支援委員会が協議し、最終的には、障がいのある学生本人が所属する学科長の意見を踏まえて、学部長が合理的な配慮の内容を決定する。対応の流れとしては、相談・申出、合理的配慮の内容の検討及び内示、合理的配慮の決定・通知、周知・実施という段階を踏んで進められる。

また、中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じている。学生の出欠状況や日常の様子について、学生支援委員会で報告されており、この報告に基づき担任が面談等を行い学生一人ひとりの状況を日常的にきめ細かく把握している。中途退学及び休学の可能性が見られた場合には、担任が直ちに個別面談等を実施し、その状況を詳細に調査する。必要に応じて、担任または副担任が保護者に連絡を取り、家庭での状況も含めてより詳細な状況把握に努めることもある。調査の結果は速やかに学生支援委員会に共有され、対応を検討していく。中途退学や休学を可能な限り回避して学生を卒業に導くことを基本方針とし、学生支援委員会は担任をはじめとする教職員に対して必要な助言を行う。

出席不良、中途退学、休学、留年などにかかわる学生状況については学生支援委員会で情報を把握するとともに、今後の指導方針などについて協議を行う。学生の学修のモチベーションを維持するための方策や、中途退学の発生理由と再発防止策の検討、休学者の復学の可能性や支援体制の検討、留年者への指導方法及び支援策の強化などを議論し、再発の防止に努めている。

なお、体調不良、適応不良、就職希望など、理由は様々であるが、毎年、1年次学生の退学者が多い。本学では、担任制のもと、担任、副担任、科目担当教員や職員らが中心になって学修支援を行っているにもかかわらず毎年、一定数の退学者や休学者が出ているため、引き続き改善に向け対応していく。

エビデンス集（資料編）

- 【3-2-01】学修支援に関する方針・計画
- 【3-2-02】東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程
- 【3-2-03】ティーチングアシスタント制度について
- 【3-2-04】オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書
- 【3-2-05】障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画
- 【3-2-06】東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-①-A キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

本学の教育理念に基づいて工科分野の専門的知識を深化させ、実践まで経験させるキャリア教育を実施している。キャリア情報の学生周知体制と常に対応できるキャリア相談体制を確立しており、さらに教授会にてキャリア指導にあたる教職員に情報共

有を行っている。

本学は「工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材」を育成するためのキャリア教育を教育課程に取り入れている。具体的には、企業での実習を合計 600 時間行う臨地実務実習として、主に 2 年次「臨地実務実習Ⅰ」、3 年次「臨地実務実習Ⅱ」、4 年次「臨地実務実習Ⅲ」などの科目を通じて実施している。これらの科目の受講がおのずとキャリア形成につながっている。

2 年次「臨地実務実習Ⅰ」の到達目標は、「相手先の製品、業務内容、ビジネスプロセスなどの理解」である。ここで言う相手先の製品、業務内容、ビジネスプロセスは企業ごとに様々であるが、当該科目では特殊なビジネスプロセスではなく一般的なビジネスプロセスの理解を求めている。

3 年次「臨地実務実習Ⅱ」の到達目標は、「製品、業務内容、ビジネスプロセスなどの問題点の発見や課題の理解」としている。そのため、3 年次の後期を標準実施期間としている。コース別の学修が終盤に差しかかり、専門職として必要な知識をある程度修得し、また、展開科目の一部によって、ビジネスルールやプロセスの理解も最低限備えている。

4 年次「臨地実務実習Ⅲ」は、4 年次前期を標準実施期間とし、総合科目に配された「卒業研究制作」を除く全ての教育課程が履修されたタイミングで行われる。「臨地実務実習Ⅲ」の到達目標は、学部・学科以下のディプロマ・ポリシーの 7 項に直結している。

臨地実務実習学生が希望する受け入れ先の受け入れ態勢などを考慮し、通年科目としているものの、標準実施期間を設けている。これは企業や学生の都合に合わせてフレキシブルに実習実施を可能とするためである。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-02】東京国際工科専門職大学 大学案内

【3-3-01】キャリア支援に関する方針・計画

【3-3-02】キャリア関係科目シラバス

【3-3-03】東京国際工科専門職大学 キャリア・サポートセンター規程

【3-3-04】東京国際工科専門職大学 キャリアサポート コンテンツ一覧

【3-3-a】東京国際工科専門職大学ホームページ（内定者インタビュー）

3-3-②キャリア支援体制の整備

3-3-②-A 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

1 年次から 4 年次まで手厚いキャリアサポート体制を整えている。さらに生涯にわたって支援を継続していく体制を通じて、卒業後、職場で直面する問題について相談及び面談を行っている。担当教職員にはキャリアコンサルタントの国家資格を所持している職員も配し、1 年次より担任と連携し、申し出があった場合、その都度面談を実施している。4 年間のキャリア指導スケジュールは、各学年で習熟すべき内容、準備すべき項目となるよう留意している。またキャリア指導に必要な情報や改善提案は定期開

催のキャリア・サポートセンターの会議で行っている。

学生に対する各種アナウンスは主にオリエンテーションでの説明や学内情報ツールである Slack 等にて実施している。

こうした教育・指導の成果として、着実に就職実績も上げている。本学は、工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材養成を目的に掲げている。開学からこれまでに第1期生から第3期生までの卒業生を社会に輩出しており、情報・デジタルエンタテインメント業界を中心に、幅広い業界・職種において就職実績が出ている。具体的な企業名については、大学案内に記載のとおりである。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-02】東京国際工科専門職大学 大学案内

【3-3-b】東京国際工科専門職大学ホームページ（キャリア）

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

3-4-①-A 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

3-4-①-B 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

学生サービス、厚生補導のための組織として主に管理部、キャリア・サポートセンター、学生支援委員会等を設置している。

学生の心身に関する健康相談及び心的支援、生活相談は担任及び副担任が窓口となり、保健室、スクールカウンセラー等と連携をとりながら適切に学生サービスが提供される環境を整備している。例えば、心的支援については学生がスクールカウンセラーに相談できる環境を整備しており、担任及び副担任等の教職員は学生からの相談に対して、適宜紹介し、必要に応じて対応方針を相談するなど連携している。

管理部では、修学支援制度、各種奨学金や各種教育ローンなどの学費支援、アルバイト斡旋や勤労学生控除などの勤労学生支援、寮・アパート・マンションをサポートする住環境支援などを行っている。その他、経済的支援を必要とする学生には、キャリア・サポートセンターが就職につながる安全かつ職業体験として有効かつ安全なインターン先を紹介することもある。

学生の課外活動への支援として、まず、学生支援委員会において公認課外活動の認定及び支援を行っている。申請された公認課外活動内容を個別審議し、学生の安全を

脅かす要素がないか、本学の教育指針との整合性があるかを確認の上、公認している。令和 8(2026)年度現在、12 団体が公認課外活動団体として認められている。公認課外活動団体へ教室等の貸し出しなどの支援を管理部が行っているほか、「学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険」に在学生全員が加入しており、通学時、正課時間内、課外活動時の事故などのリスクに備えている。

学生の課外活動への支援として、他に、学生の日々の努力を評価し学生の模範を示すことを目的に、学生表彰を行っている。学術、芸術、課外活動、社会活動等に関し、特に顕著な成果をあげ、本学の名誉を著しく高めたとみとめられたものに対して、「学長賞」「学長奨励賞」として表彰するものである。教務委員会にて表彰者案を審議し、教授会、大学評議会に報告される。学則第 37 条の規定に基づき、学長は教授会の意見を聴いたうえで当該年度の表彰者を決定する。加えて、各年度の出席状況に応じて、皆勤賞および精勤賞を授与する。4 年次学生は卒業式にて、1～3 年次学生は進級後のオリエンテーションにて表彰している。

これらの学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に実施するため、本学ではハラスメント対応規程を整備のうえ、ハラスメント相談窓口を設けており、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、LGBTIQ+ハラスメント、パワーハラスメントなどに応じるための窓口を設置している。学生は、専用メールアドレスで大学ハラスメント対応窓口へ連絡ができる。

3-4-①-C 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生の勉学をサポートするために、以下の奨学金制度について、オリエンテーション期間等に説明会を実施し、募集している。

- ・ 日本学生支援機構奨学金制度：本学に在籍し、勉学状況良好であり、経済的に学費を補う必要のある学生に対し、奨学金を給付・貸与する国の重要な教育事業として実施されている制度。
- ・ 授業料及び入学金の減免制度：修学支援法に基づき、日本学生支援機構の給付奨学金対象者は、授業料及び入学金の減免も同時に受けることができる。
- ・ 夢を夢で終わらせない支援金制度：学校法人日本教育財団学祖谷まさるの「夢を夢で終わらせない」という教育理念は、入学時に思い描いた夢をかなえるだけではなく、卒業後も生涯にわたって思い描く夢を実現していく情熱のもととなるものであり、その夢を支援することを目的に設立された支援金制度である。選考会では、学生が卒業後にかなえたい夢に関するプレゼンテーションを行い、その夢がユニークであるかどうかを審議する。その審議をもとに学長が採択課題を決定する。採択された学生は、卒業時に 100 万円を受給し、原則返還の義務はない。
- ・ 卒業生会奨学金制度：強い向学心を持ち、かつ経済的に学費を補う必要があると認められた学生に対し、卒業生会が奨学金を支給する制度。4 年次の学費納入時に 50 万円が支給され原則返還の義務はない。書類選考及び面接によって学部から毎年 1 人を卒業生会奨学生として認定する。
- ・ 畠山奨学金制度：強い向学心を持ち、かつ経済的に学費を補う必要があると認めら

れた学生に対し、長年にわたり本法人の発展にご尽力された畠山展郎氏の寄付から奨学金を支給する制度。4年次の学費納入時に30万円が支給され、原則返還の義務はない。学長を中心とした選考委員会によって書類選考及び面接を行い学部から毎年1人を畠山奨学生として認定する。

- ・提携企業学費免除制度(奨学金)：産学連携を教育理念のひとつとする本学では、企業と提携し、日本で例をみない独自の「提携企業学費免除制度」を設けている。この制度は、3年次に在籍し、卒業後、就職を希望する学生のなかで、即戦力のスペシャリストとして活躍が期待される学生に対して適用され、希望者を学内選考し該当企業に推薦する。該当企業による選考の結果、奨学生となった学生には、4年次の学費全額が企業から支給される。この奨学金は、卒業後奨学金支給企業に規定年数(企業によって異なるが3～5年程度)勤務することによって原則返還の義務を免除される。
- ・病気・災害遺児育英制度(あしなが育英会奨学金)
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・地方自治体の奨学金

以上の奨学金制度によって、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由によって勉学の継続が困難である学生に対しても、学費や生活費を支援することで、教育機会の不平等を是正し、優秀な人材の確保と育成を目指していく。

エビデンス集(資料編)

【資料F-05】2026年度学生要覧

【3-4-01】学生生活支援に関する方針・計画

【3-4-02】東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程

【3-4-03】東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程

【3-4-04】2026年度学生要覧(抜粋)および奨学金に関する規則

【3-4-a】東京国際工科専門職大学ホームページ(担任制度について)

【3-4-b】東京国際工科専門職大学 ハラスメント対応規程

【3-4-c】2025年度日本学生支援機構授業料等減免・給付奨学生数

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-①-A 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営している。

本学は、本法人が東京都新宿区に保有する総合校舎コクーンタワーの敷地を校地として使用する。当該校舎には、本法人が設置する他大学、他専門職大学及び専修学校が併設されており、新宿(西口)駅前から徒歩圏内に位置する。新宿駅は JR など多くの路線が乗り入れるターミナル駅であり、通学する学生にとって利便性が極めて高い駅である。本学は当該校舎の 27 階、31 階、36 階、37 階を専有し、1 階から 6 階及び 13 階、15 階、25 階、26 階、29 階、30 階、35 階、42 階、50 階を本法人の他校と共有する。

校地面積及び校舎面積については、専門職大学設置基準第 45 条から第 47 条、大学設置基準第 36 条から第 37 条の 2 に定められる校舎等施設の基準に準拠しつつ、大学設置認可時の計画に沿って着実に整備を進めてきた。これにより、教育・研究活動に必要な施設の水準を十分に満たす環境が構築されている。当該校舎内には学生が交流、休息に利用するためのスペース(学生サロン、ラウンジなど)を備えている。また、本学は運動場を所有していないが、総合校舎コクーンタワー内にトレーニングルームを共用している。

教育研究活動を支える施設・設備を運用するための管理運営体制のうち、校舎(建物)以外の教育関連設備に関しては管理部が管理・運営を行っており、法人共通のネットワーク・学事システムに関しては法人本部システム室と連携体制をとっている。校舎(建物)とそれに付随する校舎施設・設備の管理運営組織に関しては、「東京管理Ⅱ部」の職員、各校の校舎担当者、統轄本部と協働して管理運営業務を行っている。実際の施設・設備の維持、管理、清掃、警備業務については、ビルメンテナンス事業を行う企業に一括で委託している。

3-5-①-B 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。校舎はターミナル駅から徒歩圏内にあり、また、地下道が直結しているため、通学しやすい快適な立地環境にある。加えて、以下のとおり、教育課程が十分に遂行でき、学生が満足して修学できるよう校舎などを整備し有効活用している。

情報工学科、デジタルエンタテインメント学科の講義室は、専用の講義室として 5 室、共用の講義室 2 室の合計 7 室を確保する。また、演習室はすべて専用で 9 室確保している。学生控室は 50 階に 1 室を共有する。学生自習室は 5 階の図書館と兼用し、また、定期的に自習可能教室を案内している。事務室は 27 階に整備し、学生・教学に関する支援を行う。1 階は入学検討者や来客を応対するサロンが設置されており、本学への入学検討者や来客にも活用する。2 階には学生エントランスと学生カウンターがある。1 階、2 階ともに本法人に所属する他の学校と共用する。

教員の研究室については、教員が教育研究に専念できる環境を確保している。教員の共同研究室として 8 室、個人研究室として 38 室を整備している。また学長室を整備している。

3-5-①-C ICT 環境を適切に整備しているか。

ICT 環境を適切に整備している。学生に対して必ずノートパソコンを所有するよう案内している。また、授業で必要とされる各種ソフトウェアについては、教材として無償で提供されており、経済的な負担を軽減しつつ、ICT リテラシーの向上を図っている。加えて、本学においては学生個人のノートパソコンを使用した学修が円滑に行えるよう、学内ネットワーク環境を整備している。本学専用の全フロアにおいて Wi-Fi 接続及び有線 LAN の接続環境が整備されており、安定したインターネット接続が常時確保されている。

情報インフラ面では、学生一人ひとりに対して、学事システムや学内ネットワークを利用するための「学内アカウント」と、Microsoft 社の各種クラウドサービスを利用するための「マイクロソフトアカウント」などが付与され、授業やレポート作成、自主学修などにおいて積極的に活用されている。また、学内のコミュニケーションツールとして Slack 等を導入しており、学生が容易に教職員へ相談できる環境を整え、教育活動や連絡体制の円滑化に資する情報ツールとして機能している。さらに、学生には大学ドメインのメールアドレスも付与されている。

これらの ICT インフラの維持・管理については、法人本部システム室が法人全体の校舎を対象に一括して担当しており、組織的かつ計画的なメンテナンス及びセキュリティ管理が行われている。これにより、安定した情報環境のもとで、学生・教職員が安心して ICT を活用できる体制が確立されている。

3-5-①-D 実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。

実験・実習室及び附属施設として、実験・実習工場はすべて専用で 3 室を確保している。情報工学科で主に利用する設備を 2 室、デジタルエンタテインメント学科で主に利用する設備を 1 室に整備している。また、情報処理施設をすべて専用で 3 室を確保し、開発用 PC を整備している。

臨地実務実習その他の実習に必要な施設としては、主に臨地実務実習の施設を確保している。本学の臨地実務実習科目は「臨地実務実習Ⅰ」「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」であり、その実習施設として、キャンパス付近を中心に、教育目的に則り、主に IT 関連企業及びデジタルエンタテインメント関連企業を確保し、また学生の希望に応じて新たな実習先を開拓し十分な実習施設を確保している。

エビデンス集（資料編）

- 【3-5-01】校舎施設・設備の管理運営組織図
- 【3-5-02】2026 年度学生要覧(抜粋)
- 【3-5-06】臨地実務実習施設一覧
- 【3-5-a】インターネット設備環境の整備状況
- 【3-5-c】実習施設設備

3-5-②図書館の有効活用

3-5-②-A 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

本学では、教育・研究活動を支える学術情報の提供及び学修環境の充実を目的として、図書館を設置し、在学生が学修・研究に必要な図書館機能を十分に活用できる環境を整備している。

図書館は、利用実態に応じた開館時間が設定されている。平日 10 時から 20 時 30 分まで開館し、第 2・第 4 土曜日の 10 時から 18 時まで開館するなど、学生の学修ニーズに配慮した柔軟な運用体制が構築されている。

利用対象者は在学生、教職員及び一部の卒業生に限定され、入館時には学生証または図書館利用許可証の提示を義務付けているとともに利用マナーに関する細則を設けることで、快適かつ公平な学修空間の維持に努めている。

図書の貸出は、学生証提示または図書館利用許可証のもとで一人 3 冊・1 週間までを基本とし、返却期限超過時には延滞日数に応じた利用停止措置を講じている。また、資料の汚損・紛失・不正利用に対しては弁償制度を設けるなど、資料の適切な管理と循環が図られている。

館内には視聴覚資料の利用環境も整備されており、CD・DVD などのメディア資料は図書カウンターを経て AV ブースで視聴可能である。

施設面では、693.16 m²（閲覧座席 206 席）の規模を有し、それぞれに十分な閲覧座席と快適な学修環境が整えられている。

蔵書数については、約 79,426 冊（うち外国書 6,889 冊）を所蔵する。また、251 種（うち外国誌 30 種）の学術雑誌も提供している。加えて、電子ジャーナルとして、10 種（うち外国誌 3 種）を提供している。高度な検索機能を活用しながら、質の高い学術情報へ利便性の高いアクセスが可能となっており、教育・研究活動の一層の充実に資する環境が整えられている。

また、所蔵書籍に不足がある場合には、学生等の申請を受け付けるリクエストカード制度を運用し、必要が認められた書籍については購入のうえ、館内掲示などを通じて情報共有を行うことで、蔵書の充実と利用者ニーズの反映に努めている。

以上のように、本学の図書館は、開館体制、施設設備、資料提供、電子リソースの導入、利用支援策など各側面において、学生・教職員が学修・研究を行ううえで必要となる学術情報資源に十分アクセスできる体制を整えており、教育研究活動の基盤として適切かつ効果的に機能している。

エビデンス集（資料編）

【3-5-03】東京国際工科専門職大学 図書館規程

【3-5-04】2026 年度学生要覧(抜粋)

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

3-5-③-A 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮

しているか。

本学の施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮している。点字ブロックや標識シールの設置、車いす使用者用駐車施設、自動扉出入口、エレベーター、バリアフリースイールの整備、車椅子移動等に必要なスペース確保を行っており、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮をしている。

3-5-③-B 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

本法人のすべての建物が新耐震基準の定められた昭和 56(1981)年 6 月 1 日以降に建築された建物のため、日本私立学校振興・共済事業の「私立学校校舎等実態調査」に基づき耐震化率を算出すると 100%であり、新耐震基準を満たしている。

法令に基づき「特定建築物定期調査」「消防用設備等点検」を実施し、不具合内容はその都度是正を行い、適法状態を維持している。

防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、警備会社と契約し、24 時間機械警備を行っている。災害や事故などによる緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制やシステムも確立している。火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的実施するよう努めている。

エビデンス集（資料編）

【3-5-05】東京国際工科専門職大学のホームページ（「建物の耐震化率を示す文書」を示す部分の URL）

【3-5-b】バリアフリー設備整備状況

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

担任制およびキャリア・サポートセンターによる学生支援の手厚さは、特色ある取り組みといえる。これまで多い傾向にあった 1 年次の退学者数について令和 5(2023)年度 20 人(全学年の退学者数に占める割合は 54.0%)、令和 6(2024)年度 24 人(同 51.0%)、令和 7(2025)年度 15 人(同 55.6%)と減少しており、全体の退学者も令和 7(2025)年度について減少した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

第 4 回教育課程連携協議会にて、「チューター制度など、学生が迷ったときに担任等の教員とは違う視点からの支援者」の導入について意見があり、対応を進めてきた。令和 7(2025)年度は 1 年次の退学者数は減少したものの、全学年の退学者数が減少したこともあり全学年の退学者数に占める割合が 55.6%と依然として高いことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

第 4 回教育課程連携協議会での、「チューター制度など、学生が迷ったときに担任等の教員とは違う視点からの支援者」の導入に関する意見に対して、次の取り組みを行っ

ている。令和 6(2024)年度より、副担任制度を導入し生活指導等を強化している。副担任について、1～2 年次は管理部の学生支援及び教務支援担当の職員、3～4 年次はキャリア・サポートセンター担当の職員が担当し、学生支援を行っている。また、令和 7(2025)年度より 1 年次配当科目を中心に、ティーチングアシスタント制度を導入し、教職員以外の原則 4 年次の上級学年の学生へ相談がしやすい体制を整備している。

令和 7(2025)年度は 1 年次の退学者数の減少に向け、担任及び副担任による学修指導及び生活指導を強化してきた。令和 6(2024)年度に導入した副担任制度をより効果的に運用するため、1 年次の担任・副担任について、定期的に学科を超えて打ち合わせを行った。それぞれのグッドプラクティスの共有が図れ、一体感のある学生指導が可能になった。また、学生支援委員会と協力の上、科目担当教員に適宜必要な協力を依頼する体制を強化してきた。具体的には特に 1 年次の遅刻欠席が多い学生や課題の未提出がある学生についての情報共有や指導の依頼を組織的に行い、退学者数の減少を図ってきた。今後も引き続き連携体制を強化するとともに、進級した 2 年次以降でもより円滑に学修が進められるよう、継続的に指導及び支援を行っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-①-A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映した卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を大学、学部、学科ごとに定め、ホームページで広く公開するとともに、学生に配布する学生要覧に記し周知をしている。このことから、本学では学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 4 項「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表」を遵守しているといえる。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【資料 F-14】東京国際工科専門職大学の 3 ポリシー

【4-1-01】教育情報の公開ページ

【4-1-02】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【4-1-03】2026 年度学生要覧(抜粋)

【4-1-a】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

4-1-②-A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準等について、カリキュラム・ポリシーに記載し公表している。加えて、単位認定基準、進級基準の詳細は、学生要覧に掲載し、オリエンテーション等で説明し、学生への周知を図っている。

単位認定基準として以下の通り単位認定要件を定め学生要覧にて学生に周知している。

①成績評価で 60 点(評価 C)以上の評価を得たとき

②出席率 80%以上

③課題認定率 80%以上

成績評価は各科目の評価基準に沿って厳正に評価されている。各教科は、評価点に

応じて、S (100-90 点)、A(89-80 点)、B(79-70 点)、C (69-60 点)、D (60 点未満) の 5 段階評価からなる。

単位認定要件の 1 つに出席率 80%以上を設けている。本学では 15 分以上の遅刻・早退について 3 回で 1 回の欠席とみなす。したがって、期中に遅刻や欠席が目立ち、単位認定基準を満たす可能性が低いと判断した場合には、担任は早急に問題の解消を図るため、学生との個別面談などを通して指導を行う。

なお、GPA の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{(S \text{ の取得単位数} \times 4) + (A \text{ の取得単位数} \times 3) + (B \text{ の取得単位数} \times 2) + (C \text{ の取得単位数} \times 1)}{\text{履修登録した総単位数}}$$

公欠相当の理由で試験を受けられなかった場合、追試験を受けることができる。追試験受験該当者として、次のような事例が想定されている。病気による公的診断書がある者、及び就職活動に関する証明がある者、交通機関の延着により受験できなかった者などである。

成績評価については、客観性・公平性を保つため、教務委員会にて各教員の評価を把握し、継続的に検討している。単位認定については、各教員の成績評価に基づき、教務委員会で検討後、教授会において学長が意見を聴き確定している。成績発表は大学ポータルサイトで行い、学生は成績だけでなく出席状況や GPA など確認することができる。

進級基準について、学生要覧に進級要件を掲載し、また年初及び後期開始時のオリエンテーション等で学生に直接注意を促すことでも周知を図り、厳正に適用している。

- ①必要な学費およびその他の費用を指定期日までに納入していること。
- ②同一学年に合算して 12 ヶ月以上在学していること。ただし休学期間は在学期間に含まない。
- ③当該年度の全履修登録科目の合計単位の 60%以上を修得していること。

進級判定については、教務委員会で単位修得状況等の進級要件を確認し案を作成し、教授会において学長が意見を聴き確定している。

4-1-②-B ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準として以下の卒業要件を設け、ホームページ及び学生要覧に掲載し、またオリエンテーション等で学生に直接注意を促すことでも周知を図り、厳正に適用している。

- ① 卒業するために必要な単位数（卒業要件単位数）を修得していること。
- ② 「卒業研究制作」（4 年次配当）の単位を修得していること。
- ③ 卒業までに必要な学修年数在籍していること。

- ④ 再履修費用その他の費用の全額を完納していること。
- ⑤ 卒業判定時に休学していないこと。

上記の卒業要件を満たした学生には、教授会の意見を聴いたうえで、学長が卒業を認定する。

本学は、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、学則に基づき、本学に4年以上在籍し、所定の要件を満たして124単位以上を修得した者に対し学長が卒業を認定する。工科学部の各学科は、本学の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して基準となる単位数を修得し、卒業要件を満たす者に学位を授与する。修得すべき授業科目には、講義のほかに実習や演習、臨地実務実習及び卒業研究制作などの科目が含まれる。主に全学科に共通する基礎科目を通じてなされた教養教育と、両学科の特性に応じて編成された職業専門科目、展開科目、総合科目とともに修得しているかどうか、学士を授与する基準や要件となる。

4-1-②-C 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力は、学則第33条第2項において、「学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、学長が教育上有益と認めるときは、当該実践的な能力の修得を本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で本学の定めるところにより単位を与えることができる。」こととしている。この規定に基づき、科目履修・単位認定規程第24条にて、「職業専門科目及び展開科目」および「臨地実務実習」の単位認定について定めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【4-1-04】東京国際工科専門職大学 学位規程

【4-1-05】東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程

【4-1-06】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【4-1-07】入学前の実務経験の単位認定基準

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-①-A カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映した卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学則に定め、その方針と一貫性がある明確な、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。本学のカリキュラム・ポリシーは、ホームページで広く公開するとともに、学生に配布する学生要覧に記し周知をしている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】 2026 年度学生要覧

【資料 F-14】 東京国際工科専門職大学の 3 ポリシー

【4-2-01】 教育情報の公開ページ

【4-2-02】 東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【4-2-03】 2026 年度学生要覧(抜粋)

【4-2-a】 設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-②-A カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学におけるカリキュラム・ポリシーは、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）” の教育理念のもと、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成を目的として体系的に編成されており、両者は一貫性を確保している。

まず、ディプロマ・ポリシーにおいては、専門職人材に求められる資質・能力として、「豊かな創造力」「確かな実践力」「鋭敏なビジネスセンス」「高い倫理観」の 4 つを柱として明確に定めている。

これに対し、カリキュラム・ポリシーでは、これらの能力を修得するための教育課程の編成方針として、①対象領域の俯瞰、②問題・課題の発見、③解決策の考案、④プロトタイプの開発、⑤評価・改善という一連のプロセスを重視した教育課程を構築することを定めている。

このような教育課程の設計は、ディプロマ・ポリシーにおける各能力と次のように対応している。

「豊かな創造力」については、課題発見から解決策の構想に至るプロセスを繰り返し経験する教育課程を通じて涵養される。「確かな実践力」については、プロトタイプ開発や複数の実装・評価を伴う実習科目を中核に据えることで、実社会における課題解決能力として育成される。「鋭敏なビジネスセンス」については、展開科目等を通じてビジネスの仕組みや価値創出の視点を学ばせる構成となっている。「高い倫理観」については、倫理科目および実習科目における実践的経験を通じて、社会的責任を自覚した判断力として涵養する体系となっている。

さらに、本学のカリキュラムは、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を段階的かつ体系的に配置することで、初歩的理解から高度な専門性、さらには実社会における統合的な応用へと発展させる構造を有している。

特に、臨地実務実習を含む実習科目を重視し、理論と実践を往還する教育を実施している点は、ディプロマ・ポリシーにおける4つの専門職人材に求められる資質・能力の修得に直接的に結びついている。

また、科目配列においては、学修初期段階で社会的応用や目的意識を理解させた上で理論学修へ接続する構成とすることで、学修動機と学問的理解を有機的に結び付けており、これは“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”を育成するという教育理念とも整合している。

以上のことから、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果を達成するための教育課程の編成および実施の方針として具体化されており、両者は理念から教育課程、学修成果に至るまで一貫した体系として構成されている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【資料 F-14】東京国際工科専門職大学の3ポリシー

【4-2-a】設置の趣旨等を記載した書類 東京国際工科専門職大学

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-③-A カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

4-2-③-F 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。

カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成し、実施している。

本学の教育課程は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目からなる。修得すべき授業科目には、講義のほかに実習や演習、臨地実務実習及び卒業研究制作等の科目がある。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の科目区分ごとの教育課程の概要は以下のとおりである。

基礎科目では、広義のデザインにおける感性的思考を支援する知識・理解の科目、

“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”の根幹に当たる倫理観を確立する科目、グローバルに活躍するために必要なコミュニケーションの汎用的技能を育成する科目を置く。

職業専門科目では、設定された問題を分析するためのモデル構築及び解法の理論科目として数学や、物理学と共に、情報技術の基礎的な知識に関する理論を学ぶ科目、問題解決のために情報技術を統合し、価値創造の方法論を学ぶ科目を置く。

展開科目では、専門職人材として、主体的にかつ協調性を持って行動する手法を講義と演習を組み合わせることで学ぶこととし、環境や社会への配慮し、持続可能な解を生み出すための知識を養成する科目、社会人として相応しい志向と態度を身につけるために、経営資産についての知識を修得する科目を置く。

総合科目では、それまでに学んだことを、変化する社会の要請に対し主体的に、また結果に対する倫理的責任を強く持ちつつ敏感に 대응する” Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）” となるべく、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための集大成となる科目を配置している。

4-2-③-B シラバスを適切に整備しているか。

本学のシラバスは、各科目について、到達目標、授業計画、成績評価の方法等を記載することとしており、透明性と公平性を確保している。なお、シラバス作成に関して教授会で告知し、必要項目の記載漏れを防止するため、教員による相互チェック体制を構築し、シラバスの内容を精査している。

4-2-③-C 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

履修科目の年間上限の設定については、45 単位としているため、学修時間を確保できる編成となっている。なお、履修モデルをオリエンテーションで紹介し、目的をもって、かつ無理のない履修計画を立てるように指導している。シラバスや科目全体を鳥瞰できる履修モデルによって学生たちは、幅広い知識が得られ、卒業に向けての知識・技能の習得を目指すことが可能になっている。

4-2-③-D 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。

本学ではカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに定める専門知識と専門技能、国際コミュニケーション力、価値創造力、職業的倫理観等を修得させるために、職業に密接に関連した学際的な教育内容を、順次性を考慮し基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の区分で編成する。

それぞれの科目ではその教育内容に応じて講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業体系とし、特に、実践力の育成と学修内容の定着度向上を図るため、座学（講義）だけの科目は極力減らし演習と講義を組み合わせた科目とする。

本学の教育は「学修が動機の実現の軸」となるように設計されている。具体的には、教育課程の体系の全体構想として、動機の定着がはじめに行われるように、1 年次前期に学修の動機づけ及び専門技術の紹介に当たる科目を基本的に配置し、理論的な内容等を学ぶ科目については 1 年次後期から基本的に学修が始まるようにしている。

2 年次スタート時の教育課程の体系は、専攻分野に係る実習科目では動機の明確化を、そして展開科目の実習では社会的な倫理観やその意義を、そして講義系の科目では理論を、といった 3 方向から同時に学べるよう綿密な教育課程の体系を設計している。さらに重要なのは、これらの学びが机上で終わることがないように、実際に社会に出る科目を 2 年次の最後に配していることである。2 年次の最終科目は、1～2 月に配しているはじめての臨地実務実習「臨地実務実習Ⅰ」である。この科目を通して実社会での学びを受けることで、学生がそれまでの学びを集約しながら、社会の責務を実感できるように設計されている。

3 年次から 4 年次は、さらにコース別の科目で知識・理解・技術などを深めつつ、全学生がプロトタイプを制作するための最終的な学修に入っていくような教育課程として、職業専門科目の「臨地実務実習Ⅱ、Ⅲ」と、学科別の総まとめの実習となる「ソリューション開発Ⅰ、Ⅱ」（情報工学科）、もしくは「デジタルコンテンツ制作応用」、「デジタルコンテンツ総合実習」（デジタルエンタテインメント学科）が組み込まれている。ここで重要なのは、コース別で細分化し深化した科目だけで終わるのではなく、途中にこうした科目を配することで、効果的に「卒業研究制作」に引き継ぐ教育課程の体系にしていることである。すなわち、専攻分野の深化の過程で「臨地実務実習Ⅱ、Ⅲ」を挟むことで実社会と学内での学びを往復させるとともに、共通必修の実習科目として、情報工学科では「ソリューション開発Ⅰ、Ⅱ」を、もしくはデジタルエンタテインメント学科では「デジタルコンテンツ制作応用」、「デジタルコンテンツ総合実習」を配し、「卒業研究制作」とのつながりを果たしている。

4-2-③-E 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。

教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、教務委員会での討議を経て教育課程の編成、見直しを行っている。教育課程連携協議会での討議を教育内容に反映させた例に、令和 3(2021)年度第 3 回教育課程連携協議会での意見のうちに、「情報数学」「プログラミング概論」に関するものがあり、これに対して、「情報数学」を補完し、「プログラミング概論」の前提科目として位置づくよう「Python プログラミング」の必須化を目指すこととしている。これらは、令和 6(2024)年度教務委員会にて議論され、令和 6(2024)年度以降の情報工学科 1 年生について履修を必須化している。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧
- 【資料 F-13】「7. カリキュラム」「8. 履修登録」（学生要覧抜粋）、2026 年度シラバス
- 【資料 F-14】東京国際工科専門職大学の 3 ポリシー
- 【4-2-01】教育情報の公開ページ
- 【4-2-02】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程
- 【4-2-03】2026 年度学生要覧(抜粋)
- 【4-2-04】カリキュラムツリー
- 【4-2-05】東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程
- 【4-2-06】東京国際工科専門職大学 教務委員会規程
- 【4-2-07】シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- 【4-2-09】第 7 回教育課程連携協議会議事録
- 【4-2-a】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学
- 【4-2-b】教育課程連携協議会での意見と対応状況

4-2-④教養教育の実施

4-2-④-A 教養教育を適切に実施しているか。

本学では基礎科目を中心に、教養教育を適切に実施している。

(1) 「専門職のための倫理学」

専門職は、社会的期待に対する回答を社会に提供することを使命とするのであるから社会に対して責任を持つ。したがって組織内で協調的仕事を行う場合も、個人として仕事をする場合もともに倫理的であることが必要条件であり、専門職が社会に対して持たなければならない倫理について学修する。

【該当科目】「社会と倫理」

(2) 「専門職であるために必要な人格の形成」

専門職は組織の一員として行動するだけでなく個人としての責任において社会的に行動することを基本とする者である。そのためには専門職に課せられる固有の人格を持つことが求められ、社会と人間についての洞察力、行動がもたらす社会への影響の予測力、未来社会を描き出す構想力などを基礎として持つ必要がある。これは分野でいえば、文化人類学、比較文化論、認知心理学、記号学、科学哲学、社会哲学、など、職能人として基礎的・汎用的な知識・教養を持つことで達成される。

【該当科目】「比較文化論」、「感性をはかる」、「コミュニケーションと記号論」

(3) 「専門職のためのコミュニケーション論」

社会的期待の探索のために必要な理解力、及びデザイン結果とその背景の思想についての社会への正確な発信力は、専門職にとって不可欠の条件であり、生涯にわたり深化させるべき能力であって、その基礎を学修する。具体的には、コミュニケーションツールの修得とともに、国際的活動のためには英語力が必要で、この学修も必修である。

【該当科目】「英語コミュニケーションⅠa～Ⅳ」、「コミュニケーションツール」

教養教育に関する検討については、教育課程連携協議会の意見を参考に、教務委員会が主体となり行うこととしている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【4-2-08】東京国際工科専門職大学 教務委員会規程

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

4-2-⑤-A アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

本学では、育成する能力を獲得するために、科目の内容に応じて授業形態を講義、演習、講義・演習、実習に分類している。各授業形態においては、学生の主体性や協働性

を育成できるよう、教授方法の工夫に努めている。特に、本学の演習、講義・演習及び実習科目について課題解決型学習（Project Based Learning：PBL、以下 PBL）の方法、あるいは、ディスカッションやグループワークなどのアクティブ・ラーニングの手法を積極的に導入している。

専門職人材の育成に向けて、1 年次は、基本的に前期に学修の動機づけ及び専門技術の紹介に当たる科目を、後期から理論的な内容等を学ぶ科目を配置している。2 年次以降は、PBL を意識し、ディプロマ・ポリシーにある「分析」と「判断」を涵養する理論系科目と、ディプロマ・ポリシーにある「創造（力）」と「プロトタイプ開発」を涵養する演習科目と同時に学べるように留意するとともに、講義・演習が実習と交互に配置し、座学と演習の反復による知識の定着・深化を図っている。さらに年次が上がるにつれて演習・実習科目を増やすことで、学生自身の学修において不足している内容や、獲得すべき知識・技術領域を学生に自覚させることで意欲の活性化を図りながら、身に付けた知識や教養、論理的思考能力を形成するよう工夫している。

本学の代表的な PBL 型の授業は以下の通りの体系となっている。

2 年次に配された「地域共創デザイン実習」で特定の学問領域にとらわれることなく、課題を俯瞰し問題解決を体感的に同時に学ぶ。2～3 年次に配されたそれぞれのコースの実習を経て、専門技術を修得し、情報工学科の「ソリューション開発Ⅰ、Ⅱ」やデジタルエンタテインメント学科の「デジタルコンテンツ制作応用」、「デジタルコンテンツ総合実習」にて、「地域共創デザイン実習」での課題を発展させ、最終的にプロトタイプを生み出すための学内実習の総まとめを行う。専門技術の修得のまとめであると同時に、最終課題と言ってもよい「臨地実務実習Ⅲ」と「卒業研究制作」を繋ぐ科目として、重要な位置づけとなっている。

4-2-⑤-B 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

本学の授業における学生数は、専門職大学設置基準第 17 条に則り、1 つの授業に対し 40 人以下の編成を基本方針としている。入学定員が 120 人の情報工学科については 3 クラス以上、入学定員 80 人のデジタルエンタテインメント学科については 2 クラス以上にクラス分けすることで、1 クラスが 40 人以下となるように配慮している。1 つの授業科目につき登録者が 40 人を超えるものについては、複数クラス、複数教員、1 人以上の教員補充などによる授業実施で、教員 1 人あたり学生数を 40 人以下としている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【資料 F-13】「7. カリキュラム」「8. 履修登録」（学生要覧抜粋）、2026 年度シラバス

【4-2-09】第 7 回教育課程連携協議会議事録

【4-2-10】授業科目別登録者数一覧

【4-2-a】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-①-A 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

3 つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーをふまえて、工科学部及び情報工学科、デジタルエンタテインメント学科のカリキュラム・ポリシーに、「学修成果の評価」を明示している。

・工科学部

＜学修成果の評価＞

【通常授業】

単位認定は所定の授業回数の 8 割以上の出席・課題提出を前提とし、その上で、各授業に応じて評価することとする。詳細の評価については、各種シラバスで明示する。

【臨地実務実習】

臨地実務実習科目においては、受け入れ先の企業との連携の重要性から、必ずルーブリック評価表を用い、公平で客観的かつ厳格な成績評価を行うこととする。詳細の評価については、各種シラバスで明示する。

・情報工学科およびデジタルエンタテインメント学科

＜学修成果の評価＞

1. 基礎学力や情報活用能力、総合力を目指したそれぞれの科目は、カリキュラム・ポリシーに従って作成されたシラバスによって学修進行し、シラバスに予め記された評価の方法によって科目の可否を決定する。
2. 相互に関係し積み上げ学修がなされる科目においては定められた順序に科目取得を行う。
3. 各学年進級時に定められた単位数を取得していなければならない。
4. 個々の学生の学びの過程と評価についてはスタディーログとして記録し、教育の評価や点検の材料として積極的に利用した教育方法論の開発を行う。
5. 科目ごとに成績基準や評価方法を決定し学生に開示する。評価の客観性を得るために必要な科目にはルーブリック評価を取り入れる。
6. 各学年終了時に、年次の必修科目の単位取得を判定し進級の判断を行う。履修状況に基づき学生指導を実施する。学生アンケートによりカリキュラムの評価を行

い次年度に活かす。

以上の内容は、ホームページで広く周知するとともに、学生に配布する学生要覧にも示して理解を促している。加えて、前期末と後期末に発表される成績をポータルサイトおよび成績通知書で結果を確認できる。

4-3-①-B 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

各種調査を実施し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価している。学生の学修状況については、主に担任及び副担任が成績、出席率、課題提出状況などを把握し、問題のある場合は速やかに面談を実施し、早期の解消に努めている。科目担当教員は、遅刻や欠席が目立つ受講生がいる場合には担任及び副担任へ報告し、双方が連携して学生の学修状況を把握する体制をとっている。

資格取得状況については、キャリア・サポートセンター担当者が履歴書作成指導の際に必要な応じて確認し、指導に生かしている。

就職状況については、キャリア・サポートセンター担当者が把握している。担当者は2年次に臨地実務実習先の希望調査や必要に応じて学生面談を行い、さらに、3年～4年次には複数回面談などを実施し、進路希望や就職活動の状況を確認している。内定を得た学生は、本学専用のキャリア WEB サイト上で内定報告を行い、情報の集約を図っている。

学生の意識調査については、出席状況や単位修得状況をもとに、担任や学生支援委員会が学生の意識確認を行っている。特に、学修状況等に問題のある学生について、随時個別面談を実施し、学業への意欲、学修の進捗、将来への見通し、学校生活上の課題などを把握している。また、キャリア・サポートセンター担当者も2年次後期に、臨地実習先の希望調査を行い必要に応じ個別に面談を行うことで、学生の意識確認を行っている。

学校に対する満足度調査は、すべての学年において後期の、授業評価を含む教育環境への意見を把握する在校生アンケート「Voice of Students (VOS)」(以下、VOS) のなかで実施されており、同時に学生の達成度調査も行っている。さらに卒業直前の1月には就職アンケートを実施し、就職活動及びその成果についての満足度も確認している。いずれの場合も、得られた知見は委員会を中心に分析し教授会やFD研修会で共有し、よりよい教育へ役立てる努力を行っている。

就職先の企業アンケートは、初めての卒業生を送り出した令和6(2024)年に実施している。また、キャリア・サポートセンター担当者が個別に企業とやり取りを行うなかで、ヒアリングを行うことがある。

エビデンス集 (資料編)

【資料 F-05】2026 年度学生要覧

【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧

【4-3-01】大学が求める学修成果を示す文書

【4-3-02】大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書

【4-3-03】学修成果の把握・評価の方針

【4-3-04】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程、東京国際工科専門職大学 教務委員会規程

【4-3-05】学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【4-3-06】2025 年度 第 21 回・44 回教務委員会議事録

【4-3-a】設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学

【4-3-b】2025 年度 就職アンケート集計表

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

4-3-②-A 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学では、3 つのポリシーを定めそれを踏まえた学修成果の点検・評価を自己点検・評価委員会、教務委員会、学生支援委員会、キャリア・サポートセンターなどの各種委員会等が連携して行っている。

全学レベルでは、単位の取得状況、就職率、進学率、中退率、VOS、就職指導に関するアンケート、また卒業時の満足度、進路の決定状況、就職先の企業アンケート、卒業生アンケートなどを実施し、学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、現状把握、全学的な教育改革、学生支援の改善に活用する。点検・評価について、自己点検・評価委員会、FD委員会、教務委員会等が連携して改善案を検討し、実行に移している。

教育課程については、GPA、単位修得状況、科目別成績評価、学生の学修状況・資格取得状況などから教育課程における学修成果の達成状況を検証する。検証結果は教育課程の現状把握及び教育改善に活用する。授業評価アンケート(VOS)から科目ごとにシラバスで提示した学修目標に対する学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、FD 活動や個別面談などを通じて教育改善に活用する。

成績評価、GPA、出席率等は学内のイントラネットより閲覧することが可能であり、教員は必要に応じて学生の学修成果を確認し学修指導などの改善に生かしている。出席率や単位修得状況が芳しくない学生に対し、担任や担当科目の教員が学修指導を行うこともある。

アンケート結果は科目担当教員に開示され、結果に基づき改善案を考え、教育内容・方法及び学修指導などの改善に生かしている。さらに、担任とキャリア・サポートセンターによる学修成果の把握・評価結果のフィードバックについては、教授会で全教員に周知している。加えて緊急を要する場合などは随時情報を共有するように務めている。

自己点検・評価に必要な検討項目を整理し、自己点検・評価に努めている。各教員は、教育研究実績票を作成および提出するため、それぞれの教員が自身の教育研究について振り返る機会を設けている。こうした活動に基づき報告書を作成、公開している。

開学後の文部科学省による設置基準等履行調査期間が終了し、その後分野別認証評価受審に相当する自己点検評価第三者検証委員会による「認定」の判定を受けた。すべての基準項目で「基準を満たしている」との判定であった。ただし、文部科学省や認証機関による改善要求については、真摯に個別対応し、これを実施している。

なお、本学の全ての科目が VOS の対象であり、その結果を受けた対応可否や取り組みに

ついて学生へのフィードバックを行っている。

エビデンス集（資料編）

【4-3-05】学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【4-3-c】東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書

〔基準 4 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

3つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用では、各種アンケート調査などを実施している。VOSの結果が向上しており、本学の自己点検評価及びFD活動等の結果が表れているといえる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和9(2027)年4月に予定している同一法人内の大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学との1大学3キャンパス「国際工科専門職大学」への統合に向け、実習を含むグッドプラクティスの共有や時代に合わせた教育課程の見直しのための体制を構築していく必要がある。

令和6(2024)年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて、臨地実務実習Ⅲの実施時期や内容について、4年次の卒業研究制作や就職活動との両立が可能なように配慮を行うべきであると指摘があった。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和9(2027)年4月に予定している同一法人内の大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学との1大学3キャンパス「国際工科専門職大学」への統合に向け、実習を含むグッドプラクティスの共有、時代に合わせた見直し体制の構築のため、令和8(2026)年4月より大阪国際工科専門職大学、名古屋工科専門職大学の学長に本学の村上憲郎学長が就任した。統合後の本学の目的や3つのポリシーについて、東京、大阪、名古屋の学生及び教職員と交流や議論を進めている。今後、令和6(2024)年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて指摘された臨地実務実習Ⅲの実施時期や内容を含み、見直しを進めていく。特に生成AIの登場により今後の社会が大きく変化していくため、生成AIも活用した教授方法を導入していく予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-①-A 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学長は大学運営、教育、研究におけるリーダーシップを発揮している。学長は、学長等選任規程に基づき理事会で選任され、担当理事と共同して大学の運営に携わる。本学の村上憲郎学長は、元 Google 米国本社副社長兼 Google 日本法人代表取締役社長として、同社の日本における事業全体の責任者を務め、グローバル企業の経営及びデジタル分野における豊富な知見と実績を有している。人工知能（AI）を専門とし、京都大学大学院や大阪市立大学大学院、国際大学 GLOCOM 等において教鞭を執るなど、高等教育及び研究分野にも精通している人物である。また、経済産業省産業構造審議会委員や総務省 AI ネットワーク社会推進会議委員等を歴任しており、政策・産業の双方にわたる幅広い視点を有している。

学長は、校務をつかさどり大学職員を統括するとともに、学則に基づき、教授会からの意見を勘案し意思決定を行う。また、教授会を招集し本学の教育研究、運営に係る重要決定事項や報告事項について意見を述べる。特に全学的な調整を要する事項、緊急性・時限性がある事項について、学長は大学評議会において審議・協議する体制を確立している。学長は大学の使命達成に向けて、3つのポリシーを念頭にリーダーシップを発揮している。具体的には、学生、保護者、教職員はじめ学会関係者、業界関係者、理事長、教授会、その他各種委員会に方針を明確に示し、その実現のために率先して活動している。このほか、学長は研究委員会の委員長として専任教員の研究活動に関わるとともに、担当理事と連携して大学全体の方針を踏まえた管理運営に携わる。また、学長は、学部長、学科長等による教育、研究、運営に関わる体制の統括責任者として、その効率的な活用に関わる。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制について、学則に明記している。具体的には、「第 12 章 教職員組織」において、職員の種類について、第 44 条第 1 項に「学校教育法第 92 条の定めに従い、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び職員その他必要な教職員を置く。」、第 2 項に「学長は、本学の校務をつかさどり、本学教職員を統督する。」と明記している。また、学長の補佐体制として、副学長について第 45 条に、学部長について第 46 条に、事務組織について第 47 条に明記しており、学長の適切なリーダーシップを発揮するための体制を確保している。加えて、「第 13 章 教授会等」において、教授会について第 48 条に、委員会について第 49 条に、大学評議

会について第 50 条に明記している。

教授会は「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」等の学長が決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べる役割を担うことで、学長の意思決定の支援を行う体制となっている。また、大学評議會は教学マネジメントに係る重要事項について審議し、決定する重要な会議である。各メンバーからの提案を受けて学長が決定し、教授会で報告している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-03】東京国際工科専門職大学 学則

【5-1-01】大学の意思決定に関する組織図

【5-1-02】東京国際工科専門職大学 大学評議會規程

【5-1-03】学長の職務権限一覧

【5-1-06】2026 年度学生要覧(抜粋)及び学則(抜粋)

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-②-A 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

5-1-②-B 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会は、教授会規程で定めるとおり、学長が決定を行うための審議機関、意見聴取機関として組織上位置付けられている。教授会における審議については、教授会構成メンバー(学長・教授)による検討を可能にするために、各種委員会において事前に検討を行っている。各種委員会は教職員の協力のもとで編成している。

教授会の議題は各委員会等において検討している。議長は、学長または学長が任命する教授が担当し、教授会を招集する。議長が止むを得ない事情で教授会に出席できない場合には、学長の指名した者が議長の職務を代行する体制としており、本学においては、学部長が任命され、学部に関する校務をつかさどっている。検討機関としての役割を担う委員会については、それぞれの委員会等で規程を整備しており、権限と責任を明確にしてその機能を果たしている。よって、本学での教育研究上の諸事項については、委員会、教授会、大学評議會、学長という段階を踏んで意思決定が図られていくのが通例である。なお、教授会ならびに委員会等について該当事項を担当する職員も出席もしくは陪席しており、教職協働で取り組んでいる。

本学の使命・目的に沿って大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に機能させるため、本学では、学長を議長として、理事、学部長、統轄責任者から組織する大学評議會を開催している。大学評議會は、教学にかかわる全学的に重要な事項について審議し決定する機関であり、また、学長が理事会に建議するに当たり審議し、意見を述べる機能を有している。教学にかかわる全学的な重要な事項は、以下の内容となっている。

1. 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
2. 教育課程の編成に関する方針に係る事項
3. 教員組織の編成方針、教員の選考・任用及び昇任に関する教育研究業績の審査に係

る事項

4. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
5. 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
6. その他、教育研究に関する重要事項で、評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

上記のとおり、理事会の意思決定が必要な事項や学部教育課程の編成に係る事項等が大学評議会において審議し決定する対象となる。このため、学長のほか、理事、学部長、統轄責任者で組織することで、大学の意思決定の権限と責任を明確にすることに加え、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長が大学評議会で審議したうえで定め、各学部の教授会に周知できる体制となっている。

その他、本学では全学的な附置組織・機関として、アドミッション・センター、キャリア・サポートセンター、図書館を配置しており、学長のもと各センターを組織している。さらに教授会の配下に各委員会を配置し、大学運営において全学で審議すべき教育研究に関する事項を審議する機関を設けている。

上記の組織体には、教員に加え、教学マネジメントの遂行に必要な職員が適切に配置されており、大学運営で必要な情報共有や関係部署との連携などをスムーズに運営できる体制を構築している。

5-1-②-C 教育課程連携協議会の構成は適切か。

5-1-②-D 教育課程連携協議会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか。

教育課程連携協議会は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するために設けられている。学長が指定する教員その他の職員として、学部長、その他、各学科の専任教員、本学の課程に係る職業についている者、または当該職業に関連する事業団体の関係者、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者、臨地実習や海外実習等などの関係者、その他学長が必要と認める者によって構成される。

原則として、年1回開催され、産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議する。そこでは、産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項、その実施状況の評価に関する事項を審議する。ここで提案された教育課程の見直しに関する議論や事項は、各学科の教育課程連携協議会の構成員が各学科に持ち帰ってさらに検討する。加えて大学評議会には、学部長が教育課程連携協議会での議論を持ち帰り必要事項を検討する。大学評議会での審議結果は、担当理事が理事会に報告する。

理事会で建議され見直しを行うべき内容は、担当理事が大学評議会に議論を持ち帰り、実際の教育課程の改訂につなげる。

エビデンス集（資料編）

- 【5-1-02】 東京国際工科専門職大学 大学評議会規程
- 【5-1-04】 東京国際工科専門職大学 教授会規程
- 【5-1-05】 教授会の開催日時・議題一覧
- 【5-1-10】 東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会規程
- 【5-1-11】 教育課程連携協議会の構成員名簿

5-1-③職員の配置と役割の明確化

5-1-③-A 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

本学では、大学の使命・目的を確実に達成するために、事務局組織図に示された事務体制の整備に努めている。法人本部（大学本部、統轄本部、企画本部、国際本部、システム室、学務室）、アドミッション・センター及びキャリア・サポートセンターの事務部門、図書館や管理部を配置し、それぞれの部署が関連する規程に基づき、その役割に応じた業務を適切かつ効率的に遂行している。これらの事務部門は、庶務・人事管理、経理・会計・管理、広報活動、入試業務、学生支援、学生の就職及びキャリア支援などの業務を分担し、教育組織と密接に連携しながら大学全体の円滑な運営を支えている。

大学評議会や教授会のもとで複数の専門委員会を設置し、管理運営に関わる諸課題や改善点について定期的に協議を重ねることで、透明性の高い運営体制を構築している。加えて、毎年、各センター及び委員会の補佐を行う職員を選定し、人事考課の結果を踏まえて職員の役職配置を適宜見直す体制を整えている。これにより、変化する教育環境や運営課題に柔軟かつ迅速に対応可能な組織運営が実現されている。

5-1-③-B 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用および昇任に関しては、就業規則に準じた運用が徹底されており、「人材採用申請書」や「昇降格申請書」等の運用書類を活用することで、実務において適切かつ円滑な対応が図られている。これらの総合的な施策により、本学は教育研究活動を支える管理運営体制の充実と職員体制の適正な維持に努めており、大学の使命達成に向けた基盤強化を着実に推進している。

エビデンス集（資料編）

- 【5-1-07】 事務局組織図
- 【5-1-08】 組織及び業務分掌規程
- 【5-1-09】 就業規則、人材採用申請書、昇降格申請書
- 【5-1-a】 業務分担表

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

5-2-①-A 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

教育課程を遂行するために必要な教員の配置に関しては、専任教員数、教授数ともに設置基準に適っている。本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。専任教員は、令和 8(2026)年 5 月 1 日時点で工科学部 40 人を配置し、職位の内訳は、教授 18 人、准教授 8 人、講師 12 人、助教 2 人となっている。専門職大学設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員 800 人の場合、専任教員数は 30 人以上（うち教授数は 15 人以上）と定められており、本学は専任教員数・教授数ともに適切に大学設置基準を遵守している。

専門職大学は、実務家教員が全体の 4 割以上となるよう定められているところ、本学は、全体の約 6 割(67.5%)を占める。学科別には、情報工学科は実務家教員 11 人、実務家研究教員 9 人、デジタルエンタテインメント学科は実務家教員 16 人、実務家研究教員 6 人である。

5-2-①-B 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員及び助手の採用、昇任等に関しては、教員選考・任用及び昇任規程を制定している。専任教員の任用及び昇任における基準について、各々の職位に求められる資格を明記しており、教員の教育及び研究の水準を確保している。また、産学連携の教育活動を展開する必要性から、大学と産業界との連携教育に対応できる活動業績のある実務家教員を積極的に採用している。教員の任用及び昇任にあたり、大学評議会が候補者を学長に推薦し、学長が意見を付して理事長に提出し、理事長が学長の助言を経て任用及び昇任を決定している。

教員業績評価においては、年に 1 回各教員から提出された教育研究実績票などをもとに評価を行っている。本学の教育課程は、実習主体の実践的な教育を特色としており、特に実務家教員の採用・昇任については、論文等の研究業績のほかに作品や制作活動を踏まえた評価を行っている。

エビデンス集（資料編）

【5-2-01】東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程

【5-2-02】東京国際工科専門職大学 大学評議会規程

【5-2-a】教員数に関する資料

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-①-A 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、FD 委員会を中心に、SD 委員会、教務委員会等が連携しながら、各種研修会やアンケート調査を実施し、教育研究活動のさらなる改善を図っている。主な活動は、教育研究を行う機関としての教員の倫理観の醸成、外部資金など資金の取り扱いに関する研修、教育の質の向上を図るためのアンケートの実施、教育研究の理念や目標を理解する研修、実習を含む授業内容や授業方法の改善するための組織的な研究や研修、多様な学生に対する理解と適切な対応を促す組織的な研修等の実施である。

授業評価を含む教育環境への意見を把握する在校生アンケート「Voice of Students (VOS)」(以下、VOS) は、学期末(前期：7 月中下旬、後期：1 月上旬)にオンラインで実施している。教務委員会と連携し、VOS を通じて得られた学生の意見を分析し、その結果を受けて、授業改善に向け、相互の授業参観や教授法の習得等各種の FD 研修を実施している。

FD 研修として、教員相互による授業参観を各学期に行っている。授業参観後にフィードバックを行い、相互に教育上の指導能力の向上に努めている。また、FD 委員会が中心となり教育の質向上や、本学の設立目的・理念にそった特色ある教育プログラムの開発等を目的に FD 研修会を開催している。これまで、学内外の講師による FD 研修に加え、専任教員、非常勤講師合同で本学の学生の学修状況や VOS の結果や分析の共有や授業の質向上のための FD 研修を行っている。欠席者への情報共有については、実施後に、教授会にて実施内容の報告を行い、学内情報ツールを使用し適宜資料等を共有している。

エビデンス集（資料編）

【5-3-01】FD の方針・計画

【5-3-02】FD の実施報告書

【5-3-a】2025 年度 VOS 結果

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

5-3-②-A 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、大学運営及び教育・学生支援活動において、事務職員に期待される役割が非常に重要であると考えている。SD 委員会を中心に、研修の継続的な実施を通じて、企画・運営能力や資質の向上を図るため、全学的な取り組みを展開している。

職員の研修は基本的に OJT で行われている。新入職員を対象とする研修は、大学職員として基本的に必要とされる、パソコン研修、ビジネスマナー研修、コミュニケーション

ョン・倫理研修を行う。新任職員を対象とする研修は、各自の着任時期に応じて、概ね約 1 か月以内に前任者から個別に実施される。大学運営に関わる職員の資質・能力向上を目的とした取り組みとして、職員を対象とした SD 研修会を実施している。SD 研修会は、SD 委員会を中心に、本学の教育研究に関する事項、倫理観、学生への理解や対応の仕方等に関する基本的な情報や知識の理解を目的として、教員と職員が合同で実施する。

エビデンス集（資料編）

【5-3-03】SD の方針・計画

【5-3-04】SD の実施報告書

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-①-A 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学は専任教員 1 人につき 1 研究室を整備しているほか、共同研究室を設けている。また、実験・実習工場は専用で 3 室を確保し、実験等に必要な機材を整備している。主な機材として、AI サーバ、3D プリンタ、開発用 PC、モーションキャプチャシステムや撮影機材等がある。各機器の耐用年数・性能・サポート状況を考慮し、更改を計画している。PC の場合は、高性能なソフトウェアの稼働要件を満たせるよう、性能に余裕をもった構成を導入しているが、ハードウェアのサポート状況を考慮し、5～7 年で更改を計画している。また、ゲーム関連機器やスマートフォン等のデバイス端末については、メーカーのリリース周期・サポート周期や市場のトレンドに合わせて見直しを行っている。

研究資料等データベースへのアクセス環境については、各種文献等データベース（情報処理学会 電子図書館、IEEE Internet of Things Journal、IEEE Magazines: Robotics & Automation 等）を契約しており、研究活動に必要なオンライン情報源を、図書館ウェブサイトからアクセス可能な環境を整備している。

本学では助教以上の専任教員を対象に、個人研究活動が認められており、また、複数の専任教員による共同研究の申請を受け付けている。個人研究は、年度ごとに 4 月からの研究課題について届出をする。共同研究は、毎年 5 月ごろに公募を行い、研究推進委員会によって候補課題が選考され、大学評議会で、候補課題及び配分予算等が審議・決定される。共同研究について学科を超えた研究を要件の一つとしており、研究教員が多い情報工学科および実務家教員が多いデジタルエンタテインメント学科の垣根を越え

て研究が推進されている。

また、大学紀要も毎年発行している。この紀要は、学内教員による紀要等編集委員会が設けられ、研究論文等の公募、査読、紀要の編集、レポジトリでの公開までを担当している。共同研究や個人研究の成果発表の場になっているが、非常勤講師や共同研究に参画する外部の研究協力者も投稿が可能であり、様々な専門分野の研究論文や研究ノートが掲載される。特筆すべきは、研究実績が少ない実務家教員にとって重要な研究業績を発表する場を提供していることである。

エビデンス集（資料編）

【5-4-01】 東京国際工科専門職大学 研究室一覧

【5-4-02】 研究環境の整備とその方針・計画

【5-4-a】『東京国際工科専門職大学紀要』 規程

【5-4-b】 紀要投稿一覧

【5-4-c】 共同研究課題一覧

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-②-A 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では開学時に研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程を策定するとともに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定)の施行に基づき、研究倫理に関する研修を毎年 4 月に実施している。研修は、教員及び研究費管理に携わるすべての構成員に受講を義務付け、研究不正を未然に防げるよう運用している。

また、公的な研究費に関しては「東京国際工科専門職大学公的研究費の管理・監査規程」を策定し、関連して「東京国際工科専門職大学における公的研究費不正防止計画」、「東京国際工科専門職大学における公的研究費の使用に関する行動規範」、「東京国際工科専門職大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」等を定め、不正防止体制を整備している。さらに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成 26(2014)年 2 月 18 日改正)を踏まえ、「科学研究費助成事業一科研費一取扱いハンドブック」を令和 2(2020)年に作成し、研究費の不正使用の防止に取り組んできている。加えて令和 3(2021)年度以降は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(令和 3(2021)年 2 月 1 日改正)により、四半期に一度の啓蒙活動を教員及び研究費管理に携わるすべての構成員に対して実施している。

個人研究費の執行にあたっては、開学時に使用ルールを記した「研究費共通取扱いハンドブック」を策定したほか、公的研究費と同様の研究倫理に関する啓蒙活動を実施し、教員及び研究費管理に携わるすべての構成員の受講を必須とすることで、意識を高めている。なお、「科学研究費助成事業一科研費一取扱いハンドブック」および「研究費共通取扱いハンドブック」については、現在「2026 年度研究費共通取扱いハンドブック」へと整理し運用している。

個人情報の収集に関わる研究等人を対象とする研究については、人を対象とする研究

の倫理審査委員会の定めるところによって審査を実施している。さらに研究インテグリティに関連する体制整備として、安全保障輸出管理規程、利益相反マネジメント規程、知的所有権に関する規程、研究データの管理等に関する規程を策定しており、研究活動における不正の回避に努めている。

エビデンス集（資料編）

【5-4-03】研究倫理に関する規則

【5-4-04】研究費の適正利用に関するマニュアル

【5-4-d】東京国際工科専門職大学 公的研究費の不正防止に関する行動規範

【5-4-e】東京国際工科専門職大学 公的研究費の不正防止に関する基本方針

【5-4-f】2025 年度コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動

5-4-③研究活動への資源の配分

5-4-③-A 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

5-4-③-B 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

個人研究費の上限額は、25 万円である。なお、過去 2 年間の共同研究の採択状況は【5-4-C】の通りである。

科学研究費補助金等競争的資金の申請書作成にあたっては、研究推進委員会が申請のアドバイスを行い、研究支援担当者が事務的ミスの有無をチェックしている。研究遂行中においては研究支援担当者が積極的に関わることで、問題が生じないように心掛けている。科学研究費補助金の申請の時期に教員対象に説明を行い、科研費等の外部競争的資金の獲得を目指すべく周知を図っている。取扱いに関しては不正等が起きないように、研究者、担当事務職員ともに上記の公的研究費のマニュアルに即しての対応を心掛けている。

過去 7 年間の外部競争的資金などの採択数は、【5-4-08】の通りである。

エビデンス集（資料編）

【5-4-05】研究活動への資源配分に関する規則

【5-4-06】研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【5-4-07】科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【5-4-08】外部資金応募・獲得の実績一覧

【5-4-c】共同研究課題一覧

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「自己点検・評価報告書の作成」、「各年度の学生による授業評価の取りまとめ」、「各年度の教員の採用ならびに昇任人事」、「各年度の委員会構成メンバーの検討」、「各年度の入試対策の検討」等が、主に学長のリーダーシップのもとで進められてきている。研

修や個別面談を積み重ねることにより、教員・事務職員全体で課題や問題点を共有してきた。

FD 委員会、SD 委員会、教務委員会等が連携しながら、各種研修会やアンケート調査を実施し、教育研究活動の改善を図ってきた。

個人研究費や共同研究費など学内助成金を利用した研究活動及びその成果発表、論文執筆、科学研究費など外部競争資金の申請・獲得という有機的な流れがある程度機能していると思われる。

研究倫理については、定期的にこれを喚起し、不正が生じないように会計処理の透明化を徹底してきた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

外部資金の採択は継続してあるものの、採択率向上のため研究活動や外部競争資金の獲得支援を推進し、意識をさらに醸成していく必要がある。

令和 6(2024)年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて、「教員の相互の授業参観のメリットを学生が享受できる工夫」が望ましいと指摘があり、相互授業参観などの FD 活動に関する学生周知等の課題が発見された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

外部資金のさらなる獲得を目指し、科研費他の競争的資金の公的ならびに民間研究費への申請を進めている。また研究推進委員会による学内での説明会や申請書の執筆支援を強化する。学内においても共同研究への申請のほか、学会での発表や学術雑誌、本学の紀要への投稿も積極的に呼びかけていく。研究教員だけでなく、実務家教員による研究も積極的に推し進め、教員自身の研究が社会還元可能な回路を確立するとともに、教育への貢献に結びつくように一層努めていく。

学生に対する VOS の結果フィードバックの中で FD 活動の実施について伝達したが、今後は授業改善の取り組みについてオリエンテーションの機会などを活用し、学生への周知を強化していく。学生が授業改善のための要望を出し、授業改善につながったことが学生に認識されることで、より前向きな授業改善のための要望につながるため、好循環の形成を図っていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

6-1-①-A 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

6-1-①-B 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

6-1-①-C 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

本法人は「学校法人日本教育財団寄附行為」（以下、寄附行為）第 3 条(目的)に記載のとおり、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い創造性豊かな人材を育成することを目的として設立された学校法人である。

組織倫理に関しては就業規則「第 3 章 服務規律」のほかコンプライアンス規程を定め、本法人の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならないとしている。教職員にコンプライアンス違反があると思料する場合は、本法人に、相談又は通報することができる窓口を設けている。通報窓口は監事とし、相談又は通報を受け調査を開始する場合は理事長に報告するものとしている。通報者に不利益にならないよう公益通報者保護規程を設け、当該通報者等に対して不利益な取り扱いを禁止している。調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならないと定めている。

情報の公表に関しては、情報公開規程第 3 条(教育研究活動等の状況)に基づき、学校教育法第 109 条および学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める内容をホームページに適切に公開している。また情報公開規程第 4 条(情報の公表)に基づき、私立学校法第 151 条に定める寄附行為の内容、監査報告書の内容、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、および役員等名簿の内容、役員に対する報酬等の支給の基準について、ホームページに適切に公開している。

本法人は、寄附行為の定めにより理事(内、1 人を理事長)、監事、評議員を適切に選任しており、令和 8(2026)年 5 月 1 日現在、理事 8 人、常勤監事 1 人、非常勤監事 1 人、評議員は 10 人置いている。役員、評議員の構成は令和 7(2025)年 4 月施行の改正私立学校法に準拠し寄附行為に定めており、理事は 5 人以上 9 人以下、監事の構成は 2 人以上 4 人以下、評議員は 6 人以上 10 人以下としており、評議員の実数が理事の実数を超える人数で組織している。

理事会や評議員会の構成や役割についても寄附行為の定めにより、理事会は学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する機関、評議員会は学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問にこたえる機関として設置している。また、法人の管理運営を適正に行うために、理事の業務執行や財産を監査する機関として監事を2人(内、1人を常勤監事)置いており、監事の理事会・評議員会からの独立性と専門性を高める観点から外部監事を1人選任している。その他学校運営のための重要な会議については、毎年作成している「会議一覧」に基づいて適切に運営している。

エビデンス集（資料編）

- 【6-1-01】就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程
- 【6-1-02】情報公開規程
- 【6-1-03】教育情報の公開ページ
- 【6-1-04】教育情報の公開・法人本部公開ページ
- 【6-1-05】内部統制システム整備の基本方針
- 【6-1-06】内部統制の組織体制
- 【6-1-07】リスク管理規程、コンプライアンス規程、監事監査規程、文書取扱規程
- 【6-1-a】学校法人日本教育財団寄附行為
- 【6-1-b】学校法人日本教育財団 役員名簿・評議員名簿・会計監査人
- 【6-1-c】令和8（2026）年度 学校法人日本教育財団会議一覧
- 【6-1-f】公益通報者保護規程

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

6-1-②-A 環境や人権について配慮しているか。

6-1-②-B 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

環境保全の取組みとして、教授会や各種委員会活動等の各種校務のオンライン開催およびクラウドサービスを利用したデータ共有によるペーパーレス化を実施している。

校舎全体の省エネ対策として、防災センターが「水」「電気」「水道」「蒸気・温水・給湯」の観点で校舎全体の消費量を月次・年次で定量的に把握しており、月に1回の校舎管理ミーティングで状況を共有し対策を講じている。

人権に関しては、本法人の就業規則の「第3章 服務規律」において、第25条 職場のパワーハラスメントの禁止、第26条 セクシュアルハラスメントの禁止、第27条 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止、第28条 その他あらゆるハラスメントの禁止を明確に定めている。ハラスメント対応規程を定めるとともに大学ハラスメント対応窓口を設置しており、学生要覧にてメール連絡先を学生に周知しており、別途設置しているスクールカウンセラーとともに、悩みがあれば相談できる体制を構築している。

教職員の安全・衛生については、就業規則の「第6章 安全・衛生」に定められており、健康診断を実施しており、健康状態を定期的にチェックし管理している。コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発症した場合は、各種法令や自治体の規程に則

り対応している。

学校法人において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、リスク管理体制、対処方法をリスク管理規程にて定めている。教職員は危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知したときは、遅滞なく、自身が所属する組織の責任者に通報しなければならないとしており、通報を受けた責任者は直ちにリスク管理体制の責任者である理事長に報告し、危機事象の発生内容に応じて、都度理事長が担当者を任命する体制となっている。同規程第3条において危機事象の程度に応じて、対応区分をレベルⅠ（部署内で対応可能なレベル）とレベルⅡ（法人として対応が必要なレベル）とし、特にレベルⅡについては緊急対策本部を設置し、法人全体で対応する。

校舎施設に関する危機管理体制については、防災センターが24時間体制で総合校舎コクーンタワーに常駐しており、災害時や不審人物等がいた場合に直ぐに教職員と連携して対応できる体制となっている。防災の観点から年1回の防災訓練を実施し、大規模災害の対応として水や食料等の備蓄に加え、防災危機管理マニュアルも整備し、非常時に教職員が行動するべき指針を定めている。また学生に対しても学生要覧にて防災・緊急非常時の心得を周知している。

本法人グループ校の医療系専門学校（首都医校）が主体となり、AEDの使用方法について、専門学校の教員と学生が本学に常駐している教職員及び助手に教授する場を年に数回設けており、本学だけでなく他グループ校も一体となって危機管理対策を講じている。

エビデンス集（資料編）

- 【6-1-01】就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程
- 【6-1-08】東京国際工科専門職大学 ハラスメント対応規程
- 【6-1-09】個人情報保護規程
- 【6-1-10】リスク管理規程
- 【6-1-11】防災危機管理マニュアル
- 【6-1-d】就業規則（安全・衛生抜粋）
- 【6-1-e】2026年度学生要覧（防災・緊急非常時の心得抜粋）

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-①-A 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能して

いるか。

6-2-①-B 理事会の運営を適切に行っているか。

6-2-①-C 理事の選任を適切に行っているか。

本法人は、寄附行為第 13 条（理事会の構成）～第 22 条（議事録）に定める理事会を設置し、適切に運用している。

理事会は全ての理事をもって組織し、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会の決議には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。重要な決議に関する別段の定めとして、寄附行為第 20 条第 2 項において「寄附行為の変更」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「基本財産の処分」、「借入金その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「残余財産の帰属者の決定」、「収益を目的とする事業に関する重要な事項」等の事項については、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議を行わなければならないとしている。また、さらに重要な決議として、寄附行為第 20 条第 3 項において「私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散」、「法人の合併」については、理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議をしなければならないとしている。理事会の決議のうち評議員会の意見を聴かなければならないものとして、寄附行為第 38 条第 2 項において、「重要な資産の処分又は譲受け」、「多額の借財」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準の策定又は変更」、「収益事業に関する重要事項」、「私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」について決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとしている。また理事の職務の執行の状況を監査する立場として、監事を置いている。

令和 7(2025)年度の理事会は年間で 10 回開催し、全開催日程で定足数を満たし有効に成立しており、次に示すように予算・決算承認、理事の選任など適切に運用している。

理事会の予算承認は会計年度（4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる）開始前の通常 3 月に行われる。令和 8(2026)年度予算については、令和 8(2026)年 3 月 19 日開催の理事会において、理事全員により承認されている。理事会の決算承認は通常 6 月開催の定時理事会で行われる。令和 6(2024)年度決算は令和 7(2025)年 5 月 29 日開催の理事会にて理事全員により承認されている、令和 7(2025)年度決算は令和 8(2026)年 6 月 19 日開催の理事会にて審議されることになっている。

理事の選任は、私立学校法第 30 条、寄附行為第 7～8 条、および理事選任機関運営規程に基づき、理事選任機関たる理事会で選任している。本法人の理事は、本法人の設置する学校の学長・校長のうちから理事会選任機関において選任した者 1 人以上、その他理事選任機関において選任した者 4 人以上 8 人以下としている。

現在の理事は令和 7(2025)年 4 月 1 日変更前の旧寄附行為に則り、令和 5(2023)年 3 月 17 日開催の理事会・評議員会にて、第 7 条第 1 項第 1 号理事 2 人（設置する学校の学長お

よび校長のうちから理事会において選出)、第7条第1項第2号理事4人(評議員のうちから評議員会において選出)、第7条第1項第3号理事1人(学識経験者のうち理事会において選出)を適切に選任している。その後、令和6(2024)年3月17日開催の評議員会において1号理事1名辞任に伴い2号理事1名選任、さらに令和7(2025)年4月23日開催の理事会・評議員会において現寄附行為第8条第1項第2号理事1人(その他理事選任機関において選出)を適切に選任している。

令和7(2025)年4月1日施行の改正私立学校法第39条により新たに定められた寄附行為第17条(理事長の報告義務)の理事長による職務執行の状況報告については、原則3か月に1回以上との規定に則り、適切に実施している。

エビデンス集(資料編)

【6-2-01】法人の意思決定に関する組織図

【6-2-02】予算・決算承認の理事会議事録(第281回理事会、第284回理事会)

【6-2-03】理事選任機関運営規程

【6-2-04】理事選任議事録(第268回理事会、第236回評議員会、第240回評議員会第282回理事会、第247回評議員会、第283回理事会)

【6-2-06】2025年度理事長職務執行状況報告

【6-2-a】学校法人日本教育財団寄附行為

【6-2-b】理事会の開催状況

【6-2-c】理事会運営規程

【6-2-d】変更前の旧寄附行為

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

6-2-②-A 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本法人の理念は「創造力」と「豊かな人間性」を教育の根幹とした「人間教育」である。この理念のもと、本法人は自立した人格を育て、学ぶ意欲を持つ学生に応えるべく、最後まで学生の面倒を見る教育を実践し、職業人としての遂行能力を獲得させる知識教育や技術教育を提供し、各業界で活躍できる人材の育成に努めてきた。本法人は、これまで注力してきた各分野における中核的専門人材の養成に加えて、学術的な知見や識見を具備し高度な職業実践のための問題発見能力・解決能力を備えた人材を養成し社会に送り出すことを企図して、新たな大学である「東京国際工科専門職大学」を設立した。また、本学の使命・目的について、学則第1条に「工科分野において、日本の首都東京で国際性を理解し、社会の発展と調和を踏まえた教育・研究・実践活動を行い、真のイノベーションの実現者となるような人材を養成する。これらのイノベーションは、日本社会の活性化と延いては持続可能な人類社会の実現に資することを目的とする。」と記載している。

本学の使命・目的の実現に向けて、年3回開催される法人運営会議(理事長、各校各室統轄責任者で構成)で学校運営の進捗や実績、そして今後の計画を報告しており、最終的に理事会で承認・可決された「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」に沿って遂行する体制である。

計画の遂行にあたり、大学評議会が中心となって大学の具体的な方針や計画を行い、教

授会や各センター、委員会で検討し推進している。「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」は「使命・目的」、「学生受け入れ・学修環境」、「教育課程」、「教員・職員」、「内部質保証」の項目を明示し、項目毎に代表的な Action Plan を定めており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

エビデンス集（資料編）

【6-2-05】 中期計画承認の理事会議事録（第 269 回理事会）

【6-2-e】 学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

【6-2-f】 東京国際工科専門職大学 学則

【6-2-g】 2026 年度(令和 8 年度) 事業計画

【6-2-h】 2025 年度(令和 7 年度) 事業報告書

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

6-3-①-A 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

6-3-①-B 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

本法人では、予算及び事業計画や事業に関する中期的な計画等の経営全般に関する事項を意思決定する機関として、理事長が議長を務める「理事会」を設置している。寄附行為第 15 条第 2 項の定めにより、理事長の選任は、理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。第 15 条第 3 項の定めにより、理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。また、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として評議員会を設置し、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べたり、その諮問に答えたり、さらには役員から報告を徴することができる体制としている。理事会の決議と評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合に協議をするため、理事・評議員協議会を開催することができる規程を令和 7(2025)年 4 月 1 日施行で制定し、業務の停滞を防止する策を講じている。

教職員の提案などを汲み上げる仕組みとして、大学評議員会の構成員である担当理事が法人と大学のパイプ役として役割を果たし、教授会、各委員会、教職員などから上がってくる情報や提案を理事会に共有し、法人の意思決定に反映させる体制を構築している。これとは別に、教職員個人が直接行う業務改善提案として、法人本部に提案できるプラスプロデューサー制度、および法令違反行為等に関する相談又は通報のための公益通報窓口を整備している。

エビデンス集（資料編）

【6-3-a】 学校法人日本教育財団寄附行為

【6-3-b】 理事・評議員協議会運営規程

【6-3-c】 プラスプロデューサー制度規程

【6-3-d】 公益通報者保護規程

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

6-3-②-A 評議員の選任を適切に行っているか。

6-3-②-B 評議員会の運営を適切に行っているか。

6-3-②-C 監事の選任を適切に行っているか。

6-3-②-D 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

評議員会は、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として設置しており、本法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる体制としている。理事会の決議のうち評議員会の意見を聴かなければならないものとして、寄附行為第 38 条第 2 項において、「重要な資産の処分又は譲受け」、「多額の借財」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準の策定又は変更」、「収益事業に関する重要事項」、「私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」を定めている。

評議員の選任は寄附行為第 33 条に定めがあり、評議員選任委員会において評議員が選任される。選任される者は、法人の職員のうちから選任した者 1 人以上 3 人以内、法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者から選任した者 1 人以上、学識経験者のうちから選任した者 1 人以上である。評議員選任委員会の構成員は理事のうちから互選された者 2 人、評議員のうちから互選された者 4 人である。

評議員が職務を適切に行うため、寄附行為第 34 条において私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないとしている。

現在の評議員は、令和 7(2025)年 4 月 23 日の理事会・評議員会で互選された評議員選任委員 6 人により同日開催された評議員選任委員会にて、寄附行為第 33 条第 1 項第 1 号評議員 3 人、同 2 号評議員 1 人、同 3 号評議員 6 人が選任されている。寄附行為 34 条を遵守しており、適切に選任されている。

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催するとしている。2025 年度は理事長より 7 回招集している。評議員総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を会議の目的と

することを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。

令和 7(2025)年 4 月 1 日から令和 8(2026)年 5 月 30 日の期間において評議員会は全 8 回開催し、全開催日程で定足数を満たし有効に成立している。令和 8(2026)年度予算については、令和 8(2026)年 3 月 19 日開催の評議員会において、評議員全員に異議がないことを確認している。令和 7 年度決算に関しては、令和 8(2026)年 6 月 26 日開催の定時評議員会にて審議予定である。なお、令和 6 年度決算については、令和 6 年度評議員が招集された令和 7(2025)年 5 月 29 日開催の定時評議員会において、理事長より令和 6(2024)年度決算、財産目録及び事業の実績について報告を受け、同会議にて監事より監査報告書の提出を受けている。議長から出席評議員に意見を求めて異議がないことを確認しており、評議員会は適切に運営がなされている。

学校法人の業務や財産状況、業務執行状況等を監査する監事を 2 名置いており、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる体制としている。

寄附行為第 23 条(監事の選任)に則り、監事については、理事会で候補者を選定し、評議員会の決議によって選任する。選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとしている。寄附行為第 24 条では、監事の資格として、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条の規定を遵守しなければならないとしている。現在の監事のうち 1 名については旧寄附行為に基づいて選任された者であるが(改正私立学校法の経過措置)、もう 1 名の監事については、寄附行為第 23 条に従い、理事会選定の候補者から令和 7(2025)年 4 月 23 日開催の評議員会の決議にて適切に選任している。

寄附行為第 51 条(会計監査人の選任)に則り、会計監査人については評議員会の決議によって選任する。任期は選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。現在の会計監査人の選任については寄附行為第 51 条に従い、令和 7(2025)年 5 月 29 日の定時評議員会の決議にて適切に選任している。

寄附行為第 29 条に定める監事の職務は、「法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること」、「毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「理事会及び評議員会に出席して意見を述べること」、「不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大の事実があることを発見した時又はそれらの事実が発生する恐れがあるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること」などが挙げられている。監事監査規程の第 3 条において、監事監査の対象として、(1)本法人の業務の内容、(2)本法人の財産の状況、(3)理事及び教職員の職務執行の違法性及び妥当性、(4)内部統制システム整備の適正性、(5)情報保護管理体制及び情報開示体制、が掲げられている。監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を策定しており、内部監査部門である統轄本部と連携し、日々監査業務を推進してい

る。直近の業務実施状況として、令和 6(2024)年度決算にあたり、令和 7(2025)年 5 月 29 日開催の理事会及び定時評議会において監査報告を行い、監事の職務を適切に遂行している。

寄附行為第 56 条に定める会計監査人の職務は、「法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出すること」としている。本規定は私立学校法改正に伴い変更した令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の寄附行為で新たに制定した規定であり、令和 7(2025)年度決算から適用する予定である。令和 6(2024)年度決算は、独立監査人による監査を受け、計算書類が学校会計基準に準拠して適正に表示されていることが「独立監査人の監査報告書」により理事会に報告されている。

エビデンス集（資料編）

- 【6-3-01】評議員選任議事録（第 282 回理事会、第 247 回評議員会、令和 7(2025)年評議員選任委員会、第 248 回評議員会）
- 【6-3-02】監事・会計監査人選任議事録（第 268 回理事会、第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 249 回評議員会）
- 【6-3-03】予算・決算を審議した評議員会議事録（第 246 回、第 249 回評議員会）
- 【6-3-04】監事監査規程
- 【6-3-05】2026 年度監事監査計画書
- 【6-3-a】学校法人日本教育財団寄附行為
- 【6-3-e】評議員選任委員会運営規程
- 【6-3-f】評議員会運営規程
- 【6-3-g】評議員会の開催状況
- 【6-3-h】独立監査人の監査報告書

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

6-4-①-A 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

本法人は、借入金もなく自己資金のみで運営しており、尚且つ学校法人の核となる教育活動収入は、令和 4(2022)年度 30,270 百万円、令和 5(2023)年度 31,603 百万円、令和 6(2024)年度 31,502 百万円、令和 7(2025)年度 31,766 百万円と推移しており、本法人の提供する教育が社会的需要と合致しているといえる。また、教育活動収支差額におい

ても、令和 4(2022)年度 12,638 百万円、令和 5(2023)年度 12,508 百万円、令和 6(2024)年度 11,608 百万円、令和 7(2025)年度 11,428 百万円と推移しており、学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金／経常収入)においては、令和 4(2022)年度 88.9%、令和 5(2023)年度 88.1%、令和 6(2024)年度 86.6%、令和 7(2025)年度 83.1%と推移しており、教育機関として補助金に依存することなく安定した財務基盤を確立している。

エビデンス集(資料編)

【6-4-a】令和 7(2025)年度 事業報告書

6-4-②収支バランスの確保

6-4-②-A 収入と支出のバランスが保たれているか。

6-4-②-B 外部資金の導入の努力を行っているか。

予算は事業計画に基づき編成することを基本方針としている。予算責任者は事業計画に基づいて作成した予算案を理事長に提出する。理事長は内容を確認し、評議員会へ諮問し、理事会の決議を経て予算が決定する。予測し難い予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上する。なお、その予備費を使用するときには、予算責任者がその事由を付し、理事長の承認を得なければならない。

収支バランスについて、法人全体としては事業活動収支差額比率 40%以上を維持している。また、本学単体でも完成年度後はプラス比率である。

外部資金の獲得については、主に科学研究費助成事業の獲得に注力している。令和 7(2025)年度の獲得状況は代表者として延べ 3 件、分担者として延べ 2 件から当年度分として合計 454 万円を獲得している。科研費獲得の支援として、募集に関する周知連絡、科研費申請に関するアドバイスや計画書の校正等を研究推進委員会で行っている。

エビデンス集(資料編)

【6-4-01】経理規程

【6-4-03】外部資金獲得状況

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

6-4-③-A 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

大学の継続性・安定性の観点から、設置者となる学校法人日本教育財団の財務基盤の確立のため、理事会にて使命・目的を反映させた「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を推進するために、理事会は 3 か月に 1 回開催し、評議員会は年 1 回の定時評議員会に加え必要に応じて随時開催するものとし、法人運営会議は年 3 回開催している。法人運営会議は、理事長、各校各室の統轄責任者で構成しており、理事会が決定した法人の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、必要な対策を講じる場として機能している。

理事長は、やむを得ない事由により予算の追加、その他の変更を必要とするときは、予算の補正を行うことができる(経理規程第 52 条)。予算の変更については、現寄附行為第 58 条第 1 項(変更前の寄附行為第 32 条第 1 項)、理事会において議決に加わることができ

る理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない、令和 8(2026)年 3 月 19 日理事会での令和 7(2025)年度補正予算も適切に対応している。

このように、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続に努めており、結果として法人全体では財務基盤は安定している状況である。

エビデンス集（資料編）

【6-4-01】 経理規程

【6-4-02】 令和 8(2026)年度予算書（資金収支予算書、事業活動収支予算書）

【6-4-04】 資金運用規程

【6-4-b】 2026 年度学校法人日本教育財団会議一覧

【6-4-c】 学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

【6-4-d】 学校法人日本教育財団寄附行為

【6-4-e】 変更前の寄附行為

【6-4-f】 令和 8(2026)年 3 月 19 日第 291 回理事会議事録

【6-4-g】 令和 8(2026)年 3 月 19 日第 253 回評議員会議事録

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

6-5-①-A 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

6-5-①-B 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本法人の会計は学校法人会計基準により行っている。学校の経営に関する会計(以下、学校会計という)及び収益事業に関する会計(以下、収益事業会計という)に区分し、寄附行為、経理規程を定め、会計処理を適正に実施している。監事監査に加え、会計監査人による監査を実施している。

年度予算の編成は、3 月の評議員会で予算及び事業計画に関する事項に対して理事長に意見を述べており、理事会に付議される事項として扱われ、理事会で年度予算の編成を行っている。次年度の予算は、定員、次年度の入学者見込、過年度の進級実績等を鑑み、各校統轄責任者と協議したうえで、統轄本部で精査し、評議員会の諮問を経て理事会で決定される。

予算の執行は、理事会で編成した各校の予算に基づき、各校で必要な時期に執行の稟議を行う。具体的には、事前に計画したシステム改修や PC 購入等の場合、起案者となる担当者が原則事前に文書による手続きを取り、所属長を経て、関係者に回付のうえ、法人

本部担当室に提出する。稟議書が回付された回議者は、必要に応じて意見を記入し押印し、稟議の決裁を原則として理事長が実施した上で購入等を行う。また、3月の次年度予算決定後、予算と著しくかい離がある科目については、適正に補正予算を編成している。令和7(2025)年度については、有価証券購入・満期償還売却に関する科目および光熱水費・修繕費等についての補正予算が、令和8(2026)年3月19日の第253回評議員会の諮問を経て第291回理事会で適正に編成・決定されている。

エビデンス集（資料編）

【6-5-01】 経理規程

【6-5-02】 学校法人日本教育財団寄附行為

【6-5-a】 月末支払

【6-5-b】 資産管理 固定資産台帳

【6-5-c】 資産管理 備品台帳（システム）

【6-5-d】 学費納入（新入生入金管理・未入金者フォロー）

【6-5-e】 学費納入（その他納付金入金管理）

【6-5-f】 令和8(2026)年3月19日 第253回評議員会議事録

【6-5-g】 令和8(2026)年3月19日 第291回理事会議事録

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

6-5-②-A 会計監査人の選任を適切に行っているか。

6-5-②-B 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、令和6(2024)年度までは独立会計監査人として公認会計士と契約し、毎年度、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、認可収益事業部門の貸借対照表、損益計算書等の監査と、重要な会計方針及びその他の注記について監査してきた。令和7(2025)年度からは、寄附行為に基づき、評議員会にて会計監査人を選定している。また、会計監査人に加え、監事による、財産状況監査、業務監査を厳正に実施し、必要に応じて会計監査人と監事の情報交換も実施している。

以上により、会計処理は、学校法人会計基準に基づき、寄附行為や経理規程に定める事項を適切に履行しており、会計監査は会計監査人と監事が相互に情報交換し連携しているため、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

エビデンス集（資料編）

【6-5-02】 学校法人日本教育財団寄附行為

【6-5-03】 令和7(2025)年度会計監査報告書

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

私立学校法の改正に伴い、理事会・評議員会のメンバーを適切に見直し、適切に選任している。新たに選任した会計監査人と監事による監査機能の強化が適切に行われてい

る。

本法人は、借入金もなく自己資金のみで運営しており、本法人の提供する教育が社会的需要と合致している。また、教育活動収支差額や、学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）から、教育機関として補助金に依存することなく安定した財務基盤を確立している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本法人の収支は大幅なプラスであるが、本学単体の収支はプラスを維持しているものの均衡状態にある。令和6(2024)年度に実施した自己点検評価第三者検証委員会による第三者検証にて「合格者数に対する入学者の割合が高い」ことが主な特色として指摘されるなど、安定的に入学者を確保できており、また、外部資金も継続的に獲得している。しかし、環境変化による入学者減や外部資金の獲得状況の悪化等の可能性があるため、本学単体での安定した財務基盤の確立に向けた取り組みの強化が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学単体においても安定的な財務基盤を確立していくため、引き続き法人本部と緊密に連携しながら、学生確保および外部資金獲得に向けた取り組みを継続し、強化していく。

学生確保に向け、法人本部の広報部門および本学アドミッション・センター等が連携し学生募集を行っていく。広告媒体やオープンキャンパス等で適切に本学の魅力および3つのポリシー等を伝達していき、高い水準にある「合格者数に対する入学者の割合」の維持を図る。

外部資金の獲得については、従前より注力しているものの、採択率等において十分な水準には達していない。研究推進委員会による科研費申請に関するアドバイスや計画書の校正等の取り組みを強化するとともに、法人本部とも連携し継続的に研究支援を行っていく。

経営の健全性と教育環境の質的担保を両立させていくため、引き続き、本学単体での支出が困難な施設等の大規模改修や巨額の投資を要する案件については、本法人の安定した財務基盤を原資とした柔軟な資金配置を行う。これにより、大学単体の財政圧迫を回避しつつ、質の高い教育研究環境の整備と、持続可能な大学運営を確実なものとしていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際連携事業

A-1. 国際連携事業推進と社会への発信・還元

①学術・産業界との国際連携

②海外実習の充実

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①学術・産業界との国際連携

本学では、その使命・目的に基づき、“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”としてグローバルに活躍できる人材の育成を目的としている。さまざまな国際交流プログラムの実施や国際アライアンスの設立、特別講義などを通して、学生が本学の学びを活かして国際交流できる機会を提供している。

国際交流プログラムの実施例として、フランス大使館と共催し、ゲームを通じて科学を魅力的かつインタラクティブに伝える国際イベント「サイエンティフィックゲームジャム」を本学にて開催したことがある。本イベントは、フランス、イタリア、アメリカ、韓国などの学生を含む国内外の学部学生、ゲーム開発者、デザイナーが参加した。参加者は、国内外の若手研究者が提示した学術的な研究テーマをもとに混成チームを結成し、48 時間という限られた時間の中でゲームを共同制作した。さらに、グローバル企業からの協賛・協力を得て、産学官が連携した高度な国際交流の場を構築した。

また、外務省が推進する対日理解促進プログラム「JENESYS」の交流拠点として選出され、SAARC 諸国（インド、バングラデシュ、ネパールなど）の高校生、大学生、社会人約 30 人との交流機会を創出した。本プログラムでは、学生が専攻する AI やサイバーセキュリティ等の IT 分野を共通テーマとした国際的な意見交換の場を学内に構築した。本学の実践的な教育環境、産業界との連携を紹介するとともに、日本語および英語を用いて、学生による AI システム研究やデジタルコンテンツ作品の発表・学びの発信を行った。さらに、グループディスカッションを通じて、各国の教育・IT 事情やデジタル技術の普及、文化交流に関する活発な議論を展開した。

加えて、これらの取り組みを全学的なものとしてさらに発展させるため、本学の教育理念に基づく国際的かつ実践志向の学修機会高度化の一環として、令和 9(2027)年には世界最大規模の国際学術会議である IEEE「COMPSAC 2027」を本学キャンパスにて開催することが決定している。本会議は、計算機科学およびその応用分野における最先端の研究発表や議論が行われる国際的に極めて重要な学術会議である。本学がその開催地（ホスト校）となることで、世界各国のトップクラスの研究者や技術者を招聘し、高度な国際学術交流のプラットフォームを学内に構築する。本学が主導する国際連携活動の象徴として、本学の国際的な教育・研究水準の認知度を高めるとともに、学生に対して国際的な視野や最先端の学術的な感性を涵養する貴重な機会を提供するものであり、グローバルな環境における実践的な協働・

育成機会のさらなる創出に大きく寄与するものである。

国際アライアンスの設立については、産業界との密接な連携を強みとする専門職大学として、令和 6(2024)年 11 月にはシンガポール、ドイツ、スイスの教育機関とともに、企業インターンシップの推進に関する国際アライアンス (Alliance of Workplace Learning Expert Organisations) を設立した。同時期に、シンガポールの国立機関が主催する国際会議において本学学部長が登壇し、「産業界と連携した実践教育」について本学の事例に基づく報告および提案を行ったほか、令和 8(2026)年度には相互学生派遣を予定している。

特別講義については、業界の最前線に触れる機会となるよう継続的に実施しており、特にグローバルに活躍するクリエイターや業界を牽引するビジネスパーソンを招いた講義を展開している。具体的には、ブリティッシュコロンビア州政府関係者によるテクノロジー産業に関する特別講義や、一般社団法人ソフトウェア協会 (SAJ) と共催したグローバルプロフェSSIONALに関するパネルディスカッションなどを実施している。

その他、教職員が連携し、【表 A-1-A】のとおり、多様な国際交流活動の機会を創出し、国際社会で活躍できる人材の育成に積極的に取り組んでいる。

【表 A-1-A】 令和 7(2025)年度の主な国際交流活動の例

時期	国	所属	活動内容
5 月	アメリカ	フェアフィールド大学 (Fairfield University)	学部長等が来学し、学生が研究について発表
7 月	イギリス	ロンドン大学シティ・セント・ジョージ校 (City St George's, University of London)	キャリアアドバイザー等が来学し、学生への講義、交流
9 月	シンガポール	ナンヤン・ポリテクニク (Nanyang Polytechnic)	教員と学生が来学し、学生交流
11 月	フランス	フランス大使館	科学技術部参事官等が来学し、学生交流
1 月	台湾	台湾高雄科技大学	副学長等が来学し、教職員との意見交換
1 月	アメリカ	リムカレッジ (LIM College)	学長等が来学し、教職員との意見交換、学生が研究について発表
1 月	韓国	ソイル大学 (瑞逸)	教員と学生が来学し、特別講義実施
2 月	ベトナム	FPT 大学 (FPT University)	FPT 大学を通じてフランス人高校生が来学し、学生交流

エビデンス集 (資料編)

【A-1-01】サイエンティフィックゲームジャム

【A-1-02】 JENESYS

【A-1-03】 国際アライアンス

【A-1-04】 特別講義招聘実績(2024 年度、2025 年度例)

A-1-②海外実習の充実

本学では、開学年度である令和 2(2020)年度が新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあったため、海外派遣を実施できない状況であったが、その後、海外実習プログラムの多様化および内容の充実を図ってきた。その結果、海外実習への参加学生数は令和 5(2023)年度 17 名、令和 6(2024)年度 38 名、令和 7(2025)年度 65 名と着実に増加している。

渡航先について、当初はアメリカ、イギリス、カナダを中心としていたが、学生の経済的負担軽減および多様な学修機会創出を目的として、現在ではオーストラリア、ベトナム、カンボジア、マレーシア、モーリシャス、マルタ共和国へと拡大している。この渡航先の充実には、専門職大学として実務家教員の比率が高く、企業とのネットワークを活かした多様な受入先の確保が可能であることによるものである。また、教職員が連携して学生の国際交流活動参加を積極的に促進しているため、継続的な渡航先の確保につながっている。

本学の海外実習の特色としては、目的に応じて以下のプログラムを体系的に提供している点が挙げられる。

(1) 研修型

約 1 週間の短期プログラムで、世界的に著名なスタジオや企業、トップクラスの大学を訪問し、現地のクリエイター・アーティスト・学生などとの国際交流を通じて、グローバルに活躍するための視野やスキルを学ぶ。

(2) 実務型

約 1 カ月間にわたり現地企業で実際の業務を学び、海外での実践的なビジネス経験を積む。

(3) 語学型

語学力の強化に特化し、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る。

さらに、令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度に本学の海外渡航プログラムが日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度に追加採択され、学生の経済的負担軽減につながった。

エビデンス集(資料編)

【A-1-05】 海外実習及びその関連状況

【A-1-06】 2024 年度 JASSO 追加採択

【A-1-07】 2025 年度 JASSO 追加採択

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

専門職大学としての強みを生かし企業や教育機関と連携を行い、多様な学修機会、海

外実習の充実化につなげている。また、学生の経済的負担軽減および多様な学修機会創出を目的に、海外実習に加え、国内においても多くの国際交流の機会を設けている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

国際交流や海外実習に参加した学生がその後の学びや進路にどのように影響を与えたかのフォローアップが望まれる。

また、これまでの教育課程連携協議会にて、英語や国際の重要性が指摘される中で、第5回教育課程連携協議会では、本学の英語教育及び海外実習等の在り方について継続的に「企業が求めている人材等を深掘り」し見直すべきだと指摘されている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後、キャリア・サポートセンターなどと緊密に連携し、国際交流や海外実習が、学生のその後の学修や進路にどのように影響を与えたかのフォローアップを行う。国際連携事業と学生の進路を長期的な観点で確認し、本学の国際連携事業の在り方や位置づけを見直し、より良い教育課程、プログラムの開発につなげていく。

教育課程連携協議会において指摘された、企業の求める人材を踏まえた本学の英語教育、国際実習等の在り方の継続的見直しについて、令和6(2024)年にはシンガポール、ドイツ、スイスの教育機関とともに、企業インターンシップの推進に関する国際アライアンス(Alliance of Workplace Learning Expert Organisations)を設立し対応している。海外の教育機関とも連携しながら、国際的な企業インターンシップを推進していく中で、企業が求めている人材等を深掘し、本学の英語教育及び海外実習等の在り方を見直していく。

V. 特記事項

特になし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 1 条に目的について明記している	1-1
第 83 条の 2	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 1 条に目的について明記している	1-1
第 85 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 4 条に学部の設置について明記している	1-1
第 87 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 5 条に修業年限について明記している	4-1
第 88 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条、第 19 条、第 20 条に編入学、再入学、転入学の修業年限について明記している	4-1
第 88 条の 2	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 5 条第 3 項、第 10 条、第 33 条第 2 項に入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力についての単位認定基準を明記している	4-1
第 89 条	—	本学では早期卒業の制度を設けていないため	4-1
第 90 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 9 条に入学資格について明記している	3-1
第 92 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 44 条、第 45 条、第 46 条、並びに「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」に職員の種類、教員の職位別の資格を定め、その基準に沿って任用している	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 48 条、並びに「東京国際工科専門職大学 教授会規程」に教授会について明記している	5-1
第 104 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 36 条、並びに「東京国際工科専門職大学 学位規程」に学位について明記している	4-1
第 105 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 42 条履修証明プログラムを規定している	4-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない	3-1
第 109 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 2 条、並びに「東京国際工科専門職大学 自己点検・評価規程」に明記している	2-2
第 113 条	○	大学ホームページ内に「教育情報の公開」ページを設け公表している	4-2
第 114 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 47 条に事務組織について明記し、事務職員並びに技術職員は本条に定める役割を担っている	5-1 5-3
第 122 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条第 1 項第 3 号に高等専	3-1

東京国際工科専門職大学

		門学校からの編入学について明記している	
第 132 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条第 1 項第 4 号に専修学校の専門課程からの編入学について明記している	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	所定の事項を「東京国際工科専門職大学 学則」に明記している。 ただし、寄宿舍に関する事項については、本学は寄宿舍を設けていないため定めていない	4-1 4-2
第 24 条	—	本学に児童等は在籍していない	4-2
第 26 条 第 5 項	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 38 条に退学、停学及び訓告の処分について明記している	5-1
第 28 条	○	担当各部署において適性に管理している	4-2
第 143 条	○	「東京国際工科専門職大学 教授会規程」に明記している	5-1
第 146 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 5 条第 3 項、第 10 条、第 33 条第 2 項に入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力についての単位認定基準を明記している	4-1
第 147 条	—	本学では早期卒業の制度を設けていないため	4-1
第 148 条	—	本学では修業年限が 4 年を超える学部を設置していない	4-1
第 149 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条、第 20 条に編入学、転入学について明記している	4-1
第 150 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 9 条に入学資格について明記している	3-1
第 151 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 152 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 153 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 154 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 161 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条に編入学について明記している。	3-1
第 162 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条、第 20 条に編入学、転入学について明記している	3-1
第 163 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 6 条に明記している	4-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の発行は行っていない	4-1
第 164 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 42 条履修証明プログラムを規定している	4-1
第 165 条の 2	○	3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページで公表している	1-1 2-3 3-1

東京国際工科専門職大学

			4-1 4-2
第 166 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 2 条、並びに「東京国際工科専門職大学 自己点検・評価規程」に明記している	2-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページ「教育情報の公開」において公表している	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 36 条、並びに「東京国際工科専門職大学 学位規程」に明記している	4-1
第 178 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条に明記している	3-1
第 186 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条に明記している	3-1
第 186 条の 4	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 10 条に明記している	3-1

大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			3-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1 4-2 5-2
第 7 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			4-2 5-2

第 10 条 (旧第 13 条)			4-2 5-2
第 11 条			4-2 4-3 5-3
第 12 条			5-1
第 13 条			4-2 5-2
第 14 条			4-2 5-2
第 15 条			4-2 5-2
第 16 条			4-2 5-2
第 17 条			4-2 5-2
第 18 条			3-1
第 19 条			4-2
第 19 条の 2			4-2
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-2
第 24 条			4-2
第 25 条			3-2 4-2
第 25 条の 2			4-1
第 26 条			4-2
第 27 条			4-1
第 27 条の 2			4-2
第 27 条の 3			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-1 4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1

第 34 条			3-5
第 35 条			3-5
第 36 条			3-5
第 37 条			3-5
第 37 条の 2			3-5
第 38 条			3-5
第 39 条			3-5
第 39 条の 2			3-5
第 40 条			3-5
第 40 条の 2			3-5
第 40 条の 3			3-5 5-4
第 40 条の 4			1-1
第 41 条			4-2
第 42 条			1-1
第 42 条の 2			3-1
第 42 条の 3			5-2
第 42 条の 4			4-2
第 42 条の 5			4-2 5-1
第 42 条の 6			4-2
第 42 条の 7			4-2
第 42 条の 8			4-1
第 42 条の 9			4-1
第 42 条の 10			3-5
第 43 条			4-2
第 44 条			4-1
第 45 条			4-1
第 46 条			4-2 5-2
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 49 条の 2			4-2
第 49 条の 3			5-2
第 49 条の 4			5-2
第 59 条			1-1
第 60 条			3-5

東京国際工科専門職大学

第 62 条			3-5 4-2 5-2
--------	--	--	-------------------

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は「学校教育法」その他の法令遵守、水準の向上に努めている	2-2 2-3
第 2 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 1 条、第 3 条、第 4 条に明記している	1-1
第 3 条	○	「東京国際工科専門職大学 アドミッション・センター規程」に明記し、公正かつ妥当な方法で実施している	3-1
第 4 条	○	教育研究上適当な規模内容で、組織、教員数共に大学設置基準を遵守した運用を行っている	1-1
第 5 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 4 条に明記している	1-1
第 6 条	—	本学では、学科に代わる課程を設けていないため、該当しない	1-1
第 7 条	—	本条に該当する学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、該当しない	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 11 条に明記し、適切に運用している	3-1
第 9 条	○	大学全体、各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目及び専門教育科目の教育課程を体系的に編成している	4-2
第 10 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 51 条及び「東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会規程」に明記し、適切に運用している	4-2 5-1
第 11 条	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない。	4-2
第 12 条	○	「東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程」第 3 条に明記し、各年次に配当して教育課程を編成している	4-2
第 13 条	○	「東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程」第 3 条に明記し、各年次に配当して教育課程を編成している	4-2
第 14 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 28 条に明記し、運用している	4-1
第 15 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 6 条第 1 項に、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると定めている他、35 週の授業期間を確保し実施している	4-2
第 16 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 6 条第 2 項に、学年は前期と	4-2

東京国際工科専門職大学

		後期の2期に分けると定めている	
第17条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下としているが、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている	4-2
第18条	○	「東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程」第2条に明記している	3-2 4-2
第19条	○	学生に対し、授業日程、学事スケジュールを提示し、各科目のシラバスにより明示している	4-1
第20条	—	本学は、夜間開講を行っていないため該当しない	4-2
第21条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第29条、第30条に明記し、適切に運用している	4-1
第22条	○	1年間に履修できる単位数の上限を45単位と定め、適切に運用している	4-2
第23条	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない	4-1
第24条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第31条に明記し、適切に運用している	4-1
第25条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第32条に明記し、適切に運用している	4-1
第26条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第33条に明記し、適切に運用している	4-1
第27条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第5条第2項に明記し、適切に運用している	4-2
第28条	—	本学では科目等履修生を規定していない	4-1 4-2
第29条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第34条に明記し、適切に運用している	4-1
第30条	—	本学では前期課程を規定していない	4-1
第31条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」に基づき、職位や年齢構成のバランスを鑑みながら適切に運用している	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第32条	○	教育上主要と認める授業科目については、原則専任教員が担当している	4-2 5-2
第33条	—	本学では授業を担当しない教員はいないため、該当しない	4-2 5-2

東京国際工科専門職大学

第 34 条	○	必要な専任教員数・教授数を確保している。	4-2 5-2
第 35 条	○	必要な実務の経験等を有する専任教員数を確保している	5-2
第 36 条	○	「東京国際工科専門職大学 FD 委員会規程」「東京国際工科専門職大学 SD 委員会規程」に基づき、定期的に研修を行っている	4-2 4-3 5-3
第 37 条	○	「東京国際工科専門職大学 学長等選考規程」第 2 条に基づき、選任している	5-1
第 38 条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 3 条に基づき教授の資格を定めている	4-2 5-2
第 39 条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 4 条に基づき教授の資格を定めている	4-2 5-2
第 40 条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 5 条に基づき教授の資格を定めている	4-2 5-2
第 41 条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 6 条に基づき教授の資格を定めている	4-2 5-2
第 42 条	○	「東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 7 条に基づき教授の資格を定めている	4-2 5-2
第 43 条	○	校地は教育にふさわしい環境を備えており、校舎の敷地に学生が交流、休息その他に利用するのに適当な施設（学生サロン、ホワイエ、ラウンジ）を有している	3-5
第 44 条	○	大都市の駅前キャンパスであるため、やむをえず運動場が確保できないため、代替措置としてトレーニングルームを確保している	3-5
第 45 条	○	教育研究に支障のないよう必要な施設は適切に備えている	3-5
第 46 条	○	校地面積は基準を満たしている	3-5
第 47 条	○	校舎面積は基準を満たしている	3-5
第 48 条	○	図書等資料及び図書館については適正に備えている	3-5
第 49 条	○	実験・実習工場を設置している	3-5
第 50 条	○	学内に実習室、および学外に臨地実務実習施設を備えている	3-5
第 51 条	○	教育研究分野、教員数及び学生数に応じて、必要な機器・備品を備えている	3-5
第 52 条	○	教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている	3-5
第 53 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等を行い、環境の整備に努めている	3-5 5-4
第 54 条	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 55 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-2
第 56 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-1
第 57 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-1

東京国際工科専門職大学

第 58 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-2 5-2
第 59 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 60 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 61 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 78 条	—	本学は、外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない	1-1
第 79 条	—	本学は大学設置から完成年度を越えているため、該当しない	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	専門職大学は適用除外	4-1
第 2 条の 3	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 36 条および「東京国際工科専門職大学 学位規程」第 2 条に定める適切な専攻分野の名称を付記している	4-1
第 10 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」第 36 条および「東京国際工科専門職大学 学位規程」第 2 条に定める適切な専攻分野の名称を付記している	4-1
第 10 条の 2	—	本学は共同教育課程を編成していないため、該当しない	4-1
第 13 条	○	「東京国際工科専門職大学 学則」及び「東京国際工科専門職大学 学位規程」で定めており、学則を変更した場合は、文部科学大臣に適正に報告している	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 23 条に明記し、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任している	6-1
第 27 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 69 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 29 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 7 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 30 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 8 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 31 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 9 条に明記し、適切に運用している	6-2

東京国際工科専門職大学

第 36 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 13 条、第 14 条及び第 15 条に明記し、適切に運用している	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 15 条及び第 16 条に明記し、適切に運用している	6-1 6-2
第 39 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 17 条に明記し、適切に運用している	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 22 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 45 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 23 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 46 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 24 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 52 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 29 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 54 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 31 条第 4 項に明記し、適切に運用している	6-3
第 55 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 29 条第 1 項第 3 号に明記し、適切に運用している	6-3
第 56 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 29 条第 1 項第 2 号及び第 29 条第 1 項第 4 号に明記し、適切に運用している	6-3
第 61 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 33 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 62 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 33 条及び第 34 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 66 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 37 条及び第 38 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 78 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 48 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 80 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 51 条に明記し、適切に運用している	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人に選任してはならない要件について明文化された規定はないが、適切に運用している	6-5
第 99 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 58 条に明記し、適切に運用している	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 59 条に明記し、適切に運用	6-2

東京国際工科専門職大学

		している	6-3
第 103 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 68 条に明記し、適切に運用している	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 68 条に明記し、適切に運用している	6-2 6-5
第 105 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 68 条第 2 項に明記し、適切に運用している	6-3
第 106 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 69 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 107 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 69 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 108 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 71 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 144 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 6 条に明記し、適切に運用している	6-5
第 145 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 30 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 146 条	○	理事の構成については「学校法人日本教育財団寄附行為」第 8 条及び 9 条、報告義務については第 17 条に明記している。	6-2
第 148 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 26 条に明記し、適切に運用している	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 75 条に明記し、適切に運用している	6-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

	状況		基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2
第 9 条の 3			4-2 4-3

			5-3
第 10 条			3-1
第 11 条			4-2
第 12 条			3-2 4-2
第 13 条			3-2 4-2
第 14 条			4-2
第 14 条の 2			4-1
第 15 条			3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条			4-1
第 17 条			4-1
第 19 条			3-5
第 20 条			3-5
第 21 条			3-5
第 22 条			3-5
第 22 条の 2			3-5
第 22 条の 3			3-5 5-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1
第 24 条			3-5
第 25 条			4-2
第 26 条			4-2
第 27 条			4-2 5-2
第 28 条			3-2 4-1 4-2
第 29 条			3-5
第 30 条			3-2 4-2
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1

第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 43 条			3-3
第 44 条			3-4
第 46 条			1-1
第 47 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1

第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1
第 5 条の 3			4-1
第 12 条			4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-01】	寄附行為	
	学校法人日本教育財団寄附行為	
【資料 F-02】	大学案内	
	東京国際工科専門職大学 大学案内	
【資料 F-03】	大学学則、大学院学則	
	東京国際工科専門職大学 学則	
【資料 F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2026 年度入試要項	
【資料 F-05】	学生便覧	
	2026 年度学生要覧	
【資料 F-06】	大学組織図	
	東京国際工科専門職大学 大学組織図	
【資料 F-07】	事業計画書	
	2026 年度（令和 8 年度）事業計画	
【資料 F-08】	事業報告書	
	2025 年度（令和 7 年度）事業報告書	確定後提出
【資料 F-09】	中期的な計画	
	学校法人日本教育財団中期計画 2023-2026	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人日本教育財団就業規則・規程類、東京国際工科専門職大学規程一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、2025 年度理事会開催状況、2025 年度評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	決算書類（2021～2025 年度）、監事監査報告書（2021～2025 年度）、会計監査報告書（2021～2025 年度）、財産目録（2025 年度）	2025 年度分 確定後提出
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	「7. カリキュラム」「8. 履修登録」（学生要覧抜粋）、2026 年度シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	東京国際工科専門職大学 ホームページ（東京国際工科専門職大学の 3 ポリシー） https://www.iput.ac.jp/tokyo/about/public_publication/	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況報告書 令和 5（2023）年度 抜粋	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-01】	東京国際工科専門職大学ホームページ(教育情報の公開)	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	東京国際工科専門職大学ホームページ(東京国際工科専門職大学について)	
【1-1-b】	日本教育財団 沿革	
【1-1-c】	設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学	
【1-1-d】	東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書	
【1-1-e】	教育課程連携協議会での意見と対応状況	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-01】	内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-02】	内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-03】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-01】	東京国際工科専門職大学 自己点検・評価規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-02】	2024 年度 専門職大学分野別認証評価 自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-03】	2025 年度 自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-04】	2024 年度 第 12 回・14 回教授会議事録	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-05】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書	
【2-2-b】	2025 年度 VOS 結果	
【2-2-c】	2025 年度 就職アンケート集計表	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-01】	学生の意見等を改善につなげるシステム図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	

東京国際工科専門職大学

学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-03】	学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-04】	東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-05】	2025 年度 自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-06】	「臨地実務実習Ⅲの内容や実施時期」をめぐる議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-07】	東京国際工科専門職大学ホームページ(教育情報の公開)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	Wi-Fi 環境の充実について	
【2-3-b】	教育課程連携協議会での意見と対応状況	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-01】	東京国際工科専門職大学ホームページ(教育情報の公開)	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-03】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学	
【3-1-b】	2026 年度入試要項	
【3-1-c】	入学者選抜試験実施要項	
【3-1-d】	入学定員・収容定員充足状況	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-01】	学修支援に関する方針・計画	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-02】	東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-03】	ティーチングアシスタント制度について	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-04】	オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-05】	障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-06】	東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	東京国際工科専門職大学ホームページ(就職・キャリアサポート)	
【3-2-b】	東京国際工科専門職大学ホームページ(担任制度について)	
3-3. キャリア支援		

東京国際工科専門職大学

キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-01】	キャリア支援に関する方針・計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-02】	キャリア関係科目シラバス	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-03】	東京国際工科専門職大学 キャリア・サポートセンター規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-04】	東京国際工科専門職大学 キャリアサポート コンテンツ一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	東京国際工科専門職大学ホームページ（内定者インタビュー）	
【3-3-b】	東京国際工科専門職大学ホームページ（キャリア）	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-01】	学生生活支援に関する方針・計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-02】	東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-03】	東京国際工科専門職大学 学生支援委員会規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-04】	2026 年度学生要覧(抜粋)および奨学金に関する規則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	東京国際工科専門職大学ホームページ（担任制度について）	
【3-4-b】	東京国際工科専門職大学 ハラスメント対応規程	
【3-4-c】	2025 年度日本学生支援機構授業料等減免・給付奨学生数	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-01】	校舎施設・設備の管理運営組織図	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-02】	2026 年度学生要覧(抜粋)	
図書館に関する規則		
【3-5-03】	東京国際工科専門職大学 図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-04】	2026 年度学生要覧(抜粋)	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-05】	東京国際工科専門職大学のホームページ（「建物の耐震化率を示す文書」を示す部分の URL）	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-06】	臨地実務実習施設一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	インターネット設備環境の整備状況	
【3-5-b】	バリアフリー設備整備状況	
【3-5-c】	実習施設設備	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

東京国際工科専門職大学

ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-01】	教育情報の公開ページ	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-03】	2026 年度学生要覧(抜粋)	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-04】	東京国際工科専門職大学 学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-05】	東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-06】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-07】	入学前の実務経験の単位認定基準	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-01】	教育情報の公開ページ	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-03】	2026 年度学生要覧(抜粋)	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-04】	カリキュラムツリー	
履修に関する規則		
【4-2-05】	東京国際工科専門職大学 科目履修・単位認定規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-06】	東京国際工科専門職大学 教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-07】	シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-08】	東京国際工科専門職大学 教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-09】	第 7 回教育課程連携協議会議事録	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-10】	授業科目別登録者数一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	設置の趣旨等記載した書類 東京国際工科専門職大学	
【4-2-b】	教育課程連携協議会での意見と対応状況	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-01】	大学が求める学修成果を示す文書	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-02】	大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-03】	学修成果の把握・評価の方針	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		

東京国際工科専門職大学

【4-3-04】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程、東京国際工科専門職大学 教務委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-05】	学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-06】	2025 年度 第 21 回・44 回教務委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	設置の趣旨等を記載した書類 東京国際工科専門職大学	
【4-3-b】	2025 年度 就職アンケート集計表	
【4-3-c】	東京国際工科専門職大学 工科学部 自己点検評価第三者検証報告書	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-01】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-03】	学長の職務権限一覧	
教授会に関する規則		
【5-1-04】	東京国際工科専門職大学 教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-05】	教授会の開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-06】	2026 年度学生要覧(抜粋)及び学則(抜粋)	
事務局組織図		
【5-1-07】	事務局組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-08】	組織及び業務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-09】	就業規則、人材採用申請書、昇降格申請書	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-10】	東京国際工科専門職大学 教育課程連携協議会規程	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-11】	教育課程連携協議会の構成員名簿	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	業務分担表	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-01】	東京国際工科専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-02】	東京国際工科専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教員数に関する資料	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		

FD の方針・計画		
【5-3-01】	FD の方針・計画	
FD の実施報告書		
【5-3-02】	FD の実施報告書	
SD の方針・計画		
【5-3-03】	SD の方針・計画	
SD の実施報告書		
【5-3-04】	SD の実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	2025 年度 VOS 結果	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-01】	東京国際工科専門職大学 研究室一覧	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-02】	研究環境の整備とその方針・計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-03】	研究倫理に関する規則	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-04】	研究費の適正利用に関するマニュアル	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-05】	研究活動への資源配分に関する規則	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-06】	研究活動に対する RA など人的支援に関する規則	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-07】	科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-08】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	『東京国際工科専門職大学紀要』規程	
【5-4-b】	紀要投稿一覧	
【5-4-c】	共同研究課題一覧	
【5-4-d】	公的研究費の使用に関する行動規範	
【5-4-e】	公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【5-4-f】	2025 年度コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-01】	就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-02】	情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-03】	教育情報の公開ページ	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-04】	教育情報の公開・法人本部公開ページ	

東京国際工科専門職大学

内部統制システムの基本方針		
【6-1-05】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-06】	内部統制の組織体制	
内部統制に関する規則		
【6-1-07】	リスク管理規程、コンプライアンス規程、監事監査規程、文書取扱規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-08】	東京国際工科専門職大学 ハラスメント対応規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-09】	個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	リスク管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	防災危機管理マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-1-b】	学校法人日本教育財団役員名簿・評議員名簿・会計監査人	
【6-1-c】	令和 8（2026）年度 学校法人日本教育財団会議一覧	
【6-1-d】	就業規則（安全・衛生抜粋）	
【6-1-e】	2026 年度学生要覧（防災・緊急非常時の心得抜粋）	
【6-1-f】	公益通報者保護規程	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-01】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-02】	予算・決算承認の理事会議事録（第 284 回理事会、第 291 回理事会）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-03】	理事選任機関運営規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-04】	理事選任議事録（第 268 回理事会、第 236 回評議員会、第 240 回評議員会第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 284 回理事会）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-05】	中期計画承認の理事会議事録（第 269 回理事会）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-06】	2025 年度理事長職務執行状況報告	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-2-b】	理事会の開催状況	
【6-2-c】	理事会運営規程	
【6-2-d】	変更前の旧寄附行為	
【6-2-e】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	
【6-2-f】	東京国際工科専門職大学 学則	
【6-2-g】	2026 年度（令和 8 年度）事業計画	
【6-2-h】	2025 年度（令和 7 年度）事業報告書	確定後提出
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		

東京国際工科専門職大学

【6-3-01】	評議員選任議事録（第 282 回理事会、第 247 回評議員会、令和 7(2025)年評議員選任委員会、第 248 回評議員会）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-02】	監事・会計監査人選任議事録（第 268 回理事会、第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 249 回評議員会）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-03】	予算・決算を審議した評議員会議事録（第 246 回、第 249 回評議員会）	
監事監査に関する規則		
【6-3-04】	監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-05】	2026 年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-3-b】	理事・評議員協議会運営規程	
【6-3-c】	プラスプロデューサー制度規程	
【6-3-d】	公益通報者保護規程	
【6-3-e】	評議員選任委員会運営規程	
【6-3-f】	評議員会運営規程	
【6-3-g】	評議員会の開催状況	
【6-3-h】	独立監査人の監査報告書	確定後提出
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-01】	経理規程	
財務計画書		
【6-4-02】	令和 8(2026)年度予算書（資金収支予算書、事業活動収支予算書）	
外部資金導入の実績		
【6-4-03】	外部資金獲得状況	
資産運用に関する規則		
【6-4-04】	資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和 7(2025)年度 事業報告書	確定後提出
【6-4-b】	2026 年度学校法人日本教育財団会議一覧	
【6-4-c】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	
【6-4-d】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-4-e】	変更前の寄附行為	
【6-4-f】	令和 8(2026)年 3 月 19 日第 291 回理事会議事録	
【6-4-g】	令和 8(2026)年 3 月 19 日第 253 回評議員会議事録	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-01】	経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-02】	学校法人日本教育財団寄附行為	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-03】	令和 7(2025)年度会計監査報告書	確定後提出
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	月末支払	
【6-5-b】	資産管理 固定資産台帳	

東京国際工科専門職大学

【6-5-c】	資産管理 備品台帳（システム）	
【6-5-d】	学費納入（新入生入金管理・未入金者フォロー）	
【6-5-e】	学費納入（その他納付金入金管理）	
【6-5-f】	令和8(2026)年3月19日第253回評議員会議事録	
【6-5-g】	令和8(2026)年3月19日第291回理事会議事録	

基準 A. 国際連携事業

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 国際連携事業推進と社会への発信・還元		
【A-1-01】	サイエンティフィックゲームジャム	
【A-1-02】	JENESYS	
【A-1-03】	国際アライアンス	
【A-1-04】	特別講義招聘実績(2024年度、2025年度例)	
【A-1-05】	海外実習及びその関連状況	
【A-1-06】	2024年度 JASSO 追加採択	
【A-1-07】	2025年度 JASSO 追加採択	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。